

第9日目（3月6日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。傍聴の皆様には早朝よりご苦労さまです。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

病院事業管理者から公務のため欠席、大平議員、葬儀参列のため中退の届けが出ておりますので報告いたします。

○議 長 五日町小学校の児童6年生から傍聴願が出ています。傍聴規則第6条第2項によりこれを許します。また、五日町小学校及び新潟日報社より、写真撮影の願いも出ておりますので許可いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問時間制限は1人30分以内といたしますが、一人当たりの質問総時間のめどを60分以内とするよう努めていただくようお願いいたします。なお、総時間50分を過ぎたところで、「残り10分を切りました」とご案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。

初回の質問時間に限り、登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問時間内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔、明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどをお願いいたします。あわせて答弁につきましても、簡潔、明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問事項についてのみまとめて行っていただきます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしくをお願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号1番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様おはようございます。1番ということで、大変緊張いたしまして、昨夜は10時間ほどしか眠れませんでした。何とか気合いも入りましたので、一生懸命頑張っていきたいと思います。

それでは早速ですが、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきたいと思います。

市の防災・災害対応について

今回は市の防災・災害対応についてご質問させていただきます。災害時に自主防災組織が効率的に機能するためには、住民の方一人一人の危機管理意識を持っていただきまして、それを共有することが重要であると考えます。市においては意識向上に向け、現在その取り組みとその成果についてお聞きしたいと思います。

また、2番目になりますが、現在公表されている福祉避難所の数は2か所であり、収容人数は65人です。福祉避難所の対象となる人数に対しまして、現状どのように認識されているか、そして今後どのような取り組みを行っていくか。また、要配慮者の広域避難計画

ほどの程度具体化されているかについてお聞きしたいと思います。広域避難計画につきましては、相手方もあることですので、まだちょっとここでは言えないということがございましたら、その点に関しては伏せていただいて結構だと思います。

続きまして、我が市にとって毎年のこととなります、雪に対しての質問をさせていただきます。雪に対する備えとしまして、消雪パイプ等の維持修繕は欠かすことができないものであると考えます。しかし、老朽化等によりまして、融雪量が下がっている箇所が出てきております。市といたしましては、現状は把握し、緊急性の高いものに関しましては修繕をその都度していらっしゃると思いますが、それとは別に使用年数に合わせまして、順次修繕、あるいは必要ならば更新していく計画が必要ではないかと考えます。

続いて4つ目になりますが、同じく雪です。除雪を行う人員の確保、これは雪害対策として必要なものでございます。ですが、少子高齢化の中で新しい人員の確保が困難になってきております。市としては現在と同水準の質と量をもった除雪人員の確保のために、どのような取り組みを行っていかれるか、こちらについてお聞きしたいと思います。壇上からは以上となります。

○議 長 大平剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様大変ありがとうございます。私は昨日もいつもと同じ4時間寝させていただきました。本当に市長職になりましたから、まずお聞きいただいています、この防災の1番目のところでありますが、これが頭から離れたことはありません。やはり一番の、もし、有事の際にはということがいつも頭に想定されていまして、大変大きなテーマだと思います。まずこの1点目の部分からお答えしてまいります。

市の防災・災害対応について

現在、その自主防災組織の組織率からちょっと説明いたします。全行政区数に対して、現在その組織率というのが96.9%、大変高くなっています。この多くが中越大震災以降にやはり設立をされたものです。大和地域では今100%組織されています。六日町が92.9、いろいろ事情があると思います。やはり塩沢地区も100%ということでありまして、中越の地震前には組織数というのは8しかありませんでした。これが今、大変多くなっておりまして、226組織をされています。特に押し上げたのが中越大震災、当然でありまして、その後の平成23年の新潟・福島豪雨災害、ここでまた飛躍的に上がってきたという状況であります。

これはなぜかというところもありますが、中越大震災の復興基金、それからその後の中越沖地震の復興基金、これらの活用が大きく押し上げた理由だと思います。しかしながら、現状では、やはり地震もだんだんと記憶から風化していくといえますか、あつてはならないことではあります、今、防災意識の低下、活動の継続性などに課題がやはりあるのだろうと思っています。市がやはり今、取り組むべきことは、地域における意識の向上、そしてできれば防災知識の豊富なそういう人材の育成ということに主眼が置かれるべきだというふうに考えています。

この防災意識の向上という点で触れますと、今、総合防災訓練、これを平成28年度、一昨年から市は、自主防災組織の皆さんやそれから地域住民参加型の体験的な訓練に切りかえてきています。また、女性の視点からこの地域の防災について考えるということを目的として、日ごろ地域にすることが、やはりどうしても残念ながら男性のほうが地域に昼間はいない場合が多くて、主婦層の皆さんをターゲットとした少人数の防災座談会を開催し始めています。今年度は3回ほど実施をしている、これを強化していきたいという部分であります。

それから、県と共催していますが、自主防災リーダー研修、また、避難支援セミナー、これらを実施しているところです。我々以外の他の地域のいろいろな事例をやはり参考にさせていただきながら、これらに相務めているところであります。

市としては防災・減災、減らす減災において、最も大切なことはやはり地域のつながりであるという視点です。阪神淡路もそうでした。そしてずっとその後起きてしまっている震災、地震だの大きな水害も含めて、災害では地域のつながりというものが最も大事であるということは、これは誰も思っていることであります。

現在地域コミュニティというものが当市には組織をされております。自主防災組織、そしてこの地域コミュニティ、これらに基づいて、先ほど言いました、まずは防災意識の高揚、そしてできればその人材の育成、これらに自主防災組織というのが大変大きく寄与するものだと思っております。

2つ目のご質問であります。福祉避難所であります。現在市が指定をしている福祉避難所というのは2つあります。1つが工房とんとん、もう1つが総合支援学校まかろん、この2か所であります。福祉避難所の対象となる人数というのは、要配慮者といわれる皆さんのうち、特に避難する場合に何らかの支援が必要な避難行動要支援者名簿、こういうのがありますが、この中の記載対象者となるものと考えています。

しかしですね、名簿記載の対象者に対して、福祉避難所の収容人数がどうかというと、これはもう圧倒的に少ないということが明白であります。これはただ、どうしてもちょっと言いわけ的な理由がありまして、一般の避難者等の兼ね合いから指定できる公共施設が非常に少ないということ。そして開設時の運営にかかる、やはりマンパワー、人材の不足というのが大きな問題でありまして、なかなか指定が進んでいないというのが実際のところでありまして、現状はそうであります。

この問題解決に向けて、ではどうかということではありますが、民間の施設、またその民間の皆さんのノウハウを活用した福祉避難所の運営が可能となるように、福祉避難所運営マニュアル、この作成を現在市は行っています。この状況を打開したいということでもあります。マニュアルの完成後には市内の全福祉施設の運営母体と、災害時に一般の避難所では避難生活がなかなか難しいという要配慮者の皆さんの受け入れについての協定締結等を、やはり計画に基づいてやっていかせていただいて、協議を行うという予定を今つくっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。まだ遅れているということが実際のところであります。

なお、この福祉避難につきましましては、柏崎刈羽原発での原子力災害時などが想定をされて

いますが、災害時相互応援協定締結先である私どもの市と提携をしております埼玉県坂戸市、この皆さんと、坂戸市さんと現在要配慮者の受け入れも含めた避難等について、これは県の指示を仰いでやっているわけではありません、市独自でこれは今、協議を非常に深めています。必ずや、今年度中というのはちょっと難しいかもしれませんが、近いうちに皆さんにこういう内容でということがお示しできるように、今、鋭意努力させていただいております。

3つ目のご質問です。消雪パイプの件であります。現在、市道関係の消雪パイプの総延長、その辺の実際のところから申し上げます。268.6 キロメートル。井戸の総数は 775 本、大変な数であります。そして、市道総延長のパイプのこの率というのは 27.7%であります。消雪パイプにより路線を今確保しているという状況であります。

ご指摘のとおり、消雪パイプ、また井戸とも大変老朽化が進んでいます。経年劣化による消雪パイプの目詰まりとか、井戸の揚水量の低下。散水が不良となってしまっているなどで、交通確保が困難になっているという事例がやはり実際に出てきております。大規模な修繕は、これは国の交付金を活用しました消雪パイプのリフレッシュ事業——ご存じだと思いますが、により消雪パイプの打ちかえ、そして井戸の堀りかえ、これらを実施しているところです。

小規模な修繕とか交付金事業の対象にならないという、例えば緊急のポンプの入れかえ、交換、井戸の洗浄、そして揚水管の交換などの維持管理的な工事は、これは市の単独費で行っているという状況であります。消雪パイプのリフレッシュ事業は、5か年の更新計画によって実施をしていますが、市内の消雪パイプは設置から 30 年から 40 年、大変長い年月を経過した施設が多くなってしまっていて、一斉に更新の時期を、今、迎えようとしているという状況です。なので、今後ますますこの更新の必要性が当然増してきます。この中長期的な計画をきちんと立てて検討していく必要があると考えています。全体的な更新計画の作成を今、検討しておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

4つ目の質問であります。除雪オペレーターの件。除雪オペレーターについても現在高齢化がやはり進んでいます。このまま人材不足が進んだ場合には、その除雪作業の技術がなかなか継承されずに、今はやりの言葉になっていますが、そういうことがなかなかできずに、冬季の市民の皆さんの生活を安定的に確保するということが、本当に困難になると考えられますので、大変な問題であります。

今後も現状と今と同じ水準、技術的な水準の除雪が必要でありまして、除雪オペレーターの人材確保は重要なことでもあります。具体的な取り組みを申し上げたいと思います。まずは国土交通省、また新潟県では今、小学校、中学校、この児童・生徒さんを対象とした道路除雪の学習会、また建設現場の研修会、今よく目にするようになってきました。そういったものを開催しまして、除雪作業の重要性や建設業の魅力などを非常にPRしています。

また、我々の市内の塩沢商工高等学校、商工は平成 27 年度から、大変建設業界の悲願でもありました土木系コースの設置がされました。そして、昨年 4 月には授業の一環として、新潟県と建設業協会の皆さんの協力によります除雪実習が実際に行われています。そして、地域において若い技術者の育成がこれらによって徐々にではありますが進むものというふうに

我々も大変期待をしているところであります。

きょう、皆さんこれはごらんになっていますでしょうか。「L I F E i n」これは南魚沼市の若者定住促進のライフスタイルマガジン、今回もう第8号であります。首都圏などに大変配られておまして、見ていない方は後で見ていただきたいと思いますが、この中でこれは女性です。見えないと思いますけれども、大変美しい若い女性ですけれども、除雪のオペレーターです。そういう方が出てまいりました。そして、この方のここの中の言葉で、「一流のオペレーターになりたい。そして、市民の安心・安全を守っていきたい」もうそういうふうに言っています。大変すばらしい動きだと思えますし、これらのことを本当に前に前に進んでいくべきだと思っております。

今後国・県などの取り組みを支援させていただき、当然我々も一緒になりまして建設業の安定した雇用の環境をやはり続けていくこと、そして除雪オペレーターの人材の確保につなげてまいりたいと考えているところであります。以上であります。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

では、1番目のほうからまた質問をさせていただきたいと思えます。市の取り組みに関しましては大変すばらしいものだと思っております。訓練のほうは私も消防団員として2回とも参加させていただいております。その中で、人材の育成というお話も今出てきましたけれども、実際確かに防災に強い人材の育成というのは、これからもしていかなければいけないと思うのです。それと同時に、我々の地域には今まで、それこそ消防署に勤められた方、警察に勤められた方、中には自衛隊等もあってそれなりの知識のある方の、退職されたOBの方もいらっしゃるわけがございます。こういった方々のいわば活用というのは、どういうふうにお考えかというのをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

その視点が非常に大きいと思えます。私は中越の震災のときに、地元の消防の部長をやっていました。そのときや火災現場、非常にいろいろなところに出くわしました。そのときに一番頼みになったのは、当該の、今現役の消防団員だった我々以上に機械の操作や、そして水の水利の細々とした、あそこをとめればこっちに水が流れる、全部を知っている先輩の皆さんでありました。これらについて、大変お手伝いもいただけると思えますが、それらの方々の身分の保証とか、さまざま火災現場や災害現場は事故等もあり得るわけでありまして、これらのところにやはりその制度もちゃんとしていかなければならないという思いがあります。これらにつきましては、担当の消防長がおりますので——失礼しました。担当の部、課長にちょっと答えていただきますのでよろしくお願ひします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 市の防災・災害対応について

地域の人材ということでの活用。今、市長のほうから答弁ありましたけれども、本当に経

験者という部分では消防署の職員は、非常に地域の中で、また退職後もいろいろな分野で貢献しているという事例が確かにあります。今、消防団のほうでも国のほうで、大規模災害対応の団員の活用というようなものが打ち出されております。これは一般の基本団員とは別に、大規模災害のときだけ動いていただくというような位置づけですけれども、これはまだ話が出たばかりですので、まだ具体的な活用をしているところは少なく、今後の動向もありますけれども、そういうようなところも今後考えて対応していくという部分は必要になってくるかというふうに思っております。以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

活用については、確かにそういうふうな活用のされ方は大変重要だと思います。それと同時に自主防災組織もですが、これも今、特に先ほど大変高い率で組織されているということでした。この中でただ、今、行政区ごとということで作られているのですけれども、やはり各地域によってまとまった避難所があると思うのですが、こういった避難所ごとにまたちょっと大きめの自主防災組織をつくって、避難所の運営から、そういったところまで、そこまでやっていただけるような自主防災組織をつくっていただければと思うこともありますが、その辺はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

7月の最初に、頭に、上旬にある防災訓練等で、恐らく大体そういう形でやっているのではないかと思います。私どもの、私は石打というところですが、我々のところは非常にそういうことが進んでいます。それが全域にわたってどうなっているかという詳細については、ちょっと私が今答えかねますので、担当の部課長に答えさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 市の防災・災害対応について

それぞれの組織がばらばらに運用、活用したところでは、なかなか防災という目的達成はならないと思います。7月の第一日曜日の総合防災訓練においては、それぞれの自主防災組織が、私どもからこうしてくれ、ああしてくれではなく、それぞれの自主ですので、連携しながら実際に防災訓練活動を行っているというところがあります。

また、先ほど市長が申しあげました地域の組織率の低いところ、これがやはり世帯数が少ないということで、組織立てができないというのがありますので、そういったものも含めて今後自主防災組織の統合というのも一つの案なのかというふうに考えています。やはり自主防災組織ですので、行政主導ではなく、ある程度のエッセンスを踏まえながら、自主的にまとまっていただければよろしいかなというふうに思っています。以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

ご返答、確かにそのとおりだと思います。やはり自主防災組織ですので、きちんと自分た

ちでつくってもらおうというのがやはり大前提にあるわけでございます。そういうふうになっていけばいいなと思うのと一緒に、先ほどの人材の件になりますが、例えばですが大きめの自主防災組織をつくって、そういったところのOBの方に顧問というような形で入っていただいて、また防災計画を練っていただく。そういうこともやっていくと、なかなか我々の地域で何か災害があったときに非常に役に立つのではないかというふうに思っております。

おっしゃるとおり、市のほうからいろいろというのはちょっとおかしな話ですが、ぜひこれから意識の向上の取り組みということでやっていらっしゃる中で、そういった話も出していただけたらと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

議員の言われるとおりでと思います。ただ、市が何もしないというわけではなくて、例えばこういうこととというような、自主防災組織だから我々が知らないということではありません。これからもっと連携をしていくというか、大きい問題になってくると思います。

今、先ほど申し上げた坂戸市とか、坂戸市だけではありませんが、いろいろなところと今、我々の避難先としても、やはり想定できることはいろいろなことがあります。あつてはなりません、そういうことも考えられます。そういったときに、その自主防災組織の皆さんのエリアといいますか、そういったものが率先して、ばらばらではできませんので、そういうことが1つの大きな団体としてやはり動いていくというか、そういうことも想定しながらいろいろなことをやる中では、とても自主防災組織でお任せということではなく、一緒にやっていくという姿勢でありますので、よろしくお願いします。今ほどご提案いただいた内容はまさにそのとおりでと思います。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

わかりました。では、ぜひ、そのように民間との連携を強化していただきまして、より安全な市をつくっていただければと思います。1番目に関しましては、これで終わりとさせていただきます。

続いて2番目のほうに入らせていただきます。福祉避難所の関連に関しましてですが、これは確かに市長のおっしゃるとおりさまざま要素がありまして、なかなかできないというのは本当にそのとおりで思うのです。ただやはり、市長も認識されているように、数がちょっと足りていないというのがあるので、その辺は今後、先ほど言われたとおり、だんだんと増やしていってもらえるような形で頑張っていきたいと思っております。

また、避難所に関してなのでここで言わせていただくと、やはり同時に通常の避難所に関しまして、バリアフリー化を進めていくことによって、少しでもそういった部分の軽減ができるのではないかというふうに考えておりますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

この福祉避難所という考え方は、私は市長になるまでは、ちょっと大変恥ずかしい話ですけども、そういったものというのをよくわかっていなかったのです。市長になったときに、多分、1か月後ぐらい、障がい者団体の皆さんと懇談する席がありまして、このことを非常に強く言われました。

本当にそこからまたいろいろ見ているわけですけども、なかなかやはり最初から、福祉避難所に行ければいいのですけれども、これが数が幾つ、2つだけではなくてもっとできたとしても、なかなか遠隔地とか難しい問題があると思います。一旦はやはりその地域の近くのところにまずは行く。いらっしゃったときに議員がおっしゃるように、そこでバリアフリー化がなっていればなおいいことですし、トイレの問題もあります。さまざまところがあれば、まずそこから次、2番目として福祉施設に行くというのが、至極当然な流れなのではないか。多分、実際はそうなるのではないかと当然思います。その辺のところ、今、委員が言われた、なるべくその避難所が、そういう皆さんにとっても使いやすい、また不便を感じないようにしていく努力をしなければいかんと思っています。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

実に力強いご返答をいただきましたので、その方向で頑張っていたきたいと思います。それと同時にですが、やはりおっしゃるとおり、一時的に避難所に入られてからまた福祉避難所に行かれるというケースが非常に多くなってくると思います。その際に移動手段とか、福祉避難所に移動する際に、やはりそこはちょっと先ほどの話とも関連するのですが、自主防災組織の皆様にお願ひするところもまた大になると思います。ここも、こういったところも含めて、またちょっと先ほどと戻って申しわけないのですが、計画の中に入れていただけると、なかなかいいのではないかと思うのですが、その辺、また市のほうではどういうふうにお考えかというのをお聞かせ願ひたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

そういうふうになればすばらしいと思いますが、担当のほうに、今どういようなところまでいっているか答えさせたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 市の防災・災害対応について

毎年、福祉課のほうから春の行政区長会で、対象となる方々の名簿をお配りしております。古いのを回収して、新しいのをお出しすると。それでその名簿の活用につきましては、災害時に名簿に登載の方々を支援するという。地域防災として支援をして、先ほど市長が申し上げた近くの避難所へ移動するというのがまず第一。そういったことで、避難コード要支援者名簿の作成、そして配布、その利用ということで行っているところであります。

また、二次的ですが、福祉避難所へ移送する場合についても、そういった方々が中心になるかと思いますが、実際災害が起きたときには、自主防災組織、消防団、民生委員の方々、

それぞれの分野の活動がありますので、なかなか人員不足も懸念されるところですが、いかにしてそれを対応していくかというのも今後の課題として捉えております。以上です。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

確かに人員の確保というのは大変難しいことだと思います。ただ同時に、まだちょっとこの収容人数だとなかなか難しいとは思うのです。やはり福祉避難所がきちんと開設されましたという知らせとか、またそこに移送する手段とか、そういったところをこれからちょっと整備していかれるべきなのではないかというふうには思っております。その方向で市の皆様も動いてはいらっしゃると思います。ちょっとこれに関連してですが、そういった何かあったときの避難所の開設しましたとか、そういったところに関しましては、やはり何か市のほうで特別なものを用意していらっしゃいますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

私の答弁に不足があれば担当が答えますが、ラジオですね。やはりラジオを常につけてくださいということを、今、非常に我々は市民の皆さんに発信しています。決して与えられた防災ラジオとかではなくて普通のラジオ、これをぜひ携帯、そういうときには使ってくださいと。そこからまず情報発信をさせていただきます。あとはメール。市から出るメールがあります。これら、さまざまな形でそれはお伝えしているかと思えます。不足があれば担当のほうから答えます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 市の防災・災害対応について

伝達手法につきましては、今ほど市長が申し上げたとおりです。実際防災ラジオの関係ですが、昨年10月から、今までは月1回の自動起動の訓練をしていたのですが、それを2回に増やしました。1日と15日。それによってさらなる防災意識の高揚を図ろうというところがあります。

また、登録メールの関係です。これも徐々にではあるのですが登録者数も伸びております。春、秋の行政区長会でも防災担当全員が行きまして、登録の方法などをレクチャーしているところですが、30年度、今計画しておりますのが、高校生を登録対象にしまして推進して、自助の面での啓発を行う。そして高校生がスマホとか、そういうのは得意分野ですね。家に帰って家族の皆さんへ登録を促すという流れもつくりたいというふうに計画しているところです。以上です。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

大変メールに関しましては素晴らしい取り組みだと思います。やはりご家庭に1つそういった情報源があるかないかないかが大分違ってくると思います。また、市民の方々にもぜひ情報というのはただ与えられるものではなくて、自分たちからこういうときは積極的に取り

にいくというのを、やはり意識の中でなってもらうのが一番、先ほどのまた意識の向上になりますが、そういったところをやはり考えていただける機会がそういうふうが増えていけばいいかなと思います。

続きまして、広域避難のほうで少し質問させていただきたいのですが。やはり今、坂戸市さんというふうにお名前が出ましたし、友好都市ですのでお互いに協力していくというのは重要だと思います。ただ少し坂戸市さんになりますと、距離的な問題が多分出てくると思いますが、その辺で要配慮者の方をそこまで移送させるというか、そういったところに関しましては、まだ市のほうではこれから具体的な計画を練っていくというような、そんな感じなのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

これからそういう部分、我々独自でやるべきことなので、いろいろ想定してやっていきたいと思えます。担当の部課長に答えさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 市の防災・災害対応について

市長が答弁されましたように、相互応援協定によつての坂戸市との協定、協議を開始しているところであります。その中で当然、要配慮者の受け入れ、移送、そういうのも課題として捉えておまして、どういったような我々のほうで移送するのか、あるいは受け手側が来て、それをお手伝いしてくれるか。今後の協議になろうかと思えます。

また、自主防災の関係でも、坂戸市自主防災組織は非常に先進です。まとまりもよく、活動が非常に盛ん。そういったところとの坂戸つながりで、民間とのやり取りももう既に交流が始まっております。ある自主防災組織との交流が始まっております。そういったところとの共助の部分の強化という中で、要支援者の関係も当然民間レベルでも話が出てくるだろうと考えております。以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

大変すばらしい取り組みだと思います。このままそういう方向でやっていただければと思います。また、私もそういう場面がありましたら、ぜひ参加させていただきたいと思えます。2番目についてはこれでおしまいとさせていただきます。

3番目の消雪パイプの維持修繕についてご質問させていただきます。こちらはおっしゃるとおり、大変、市内の消雪パイプの延長は長いですし、井戸の数も多いですし、なかなかこれを一気にというのは確かに不可能なことだと思っております。ただ、やはり市民生活に支障が出てはならないということで、緊急性の高いものに関してはやられているということです。

やはり、井戸に関しまして例えばですが、市全体で地下水の問題に取り組んでいるわけです。やはり合併以前の市町村の井戸というのは、なかなかそういうところまで考えて掘って

いないというのもあったり、そういうところまであるものですから、ある意味、そちらのほうでも今調査していて、必要のあるものを掘り返すときに、できるだけ地下水のほうに負担をかけないような、深度等、場所等あるのですが、そういうところでやっていくのもまたひとつ地下水対策にもなりますし、また、井戸によっては一つにまとめてしまうというやり方とか、いろいろあると思うのです。そういうのを含めてちょっといろいろと計画を練っていただければと思います。いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

やはり公共が井戸水を揚げています、これが非常に大きいのです。その辺につきましても、当然今お話をいただいていることは、担当のほうでやっていると思いますが、詳細につきましても担当部、課長に答えてもらいます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市の防災・災害対応について

ただいま市長が答弁いたしましたように、そのような取り組みをさせていただいているところでございます。負担をかけないよという部分では、最初の設けた井戸というのは、やはり浅い井戸が多かったわけでございます。それらがだんだんと地下水に頼るために深くなっているという現状がございますし、年数もたっているという現状の中では、当然負担をかけないように、あるいは2本で賄っていた井戸を1本に集中して、深い深度で安定した水利を求めるような対応等も現在とはらせていただきながら、交付金事業による、国からの補助制度を活用した消パイリフレッシュ事業等で、そのような対応をとらせていただいている。まさにそのような方向で更新事業に臨んでいるというような状況でございます。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

わかりました。ぜひ、その方向性でそのままやっていただければと思います。

消雪パイプに関してですが、これ1点だけですが、中にはやはり行政区の皆さんで管理しているものが多いと思うのです。その際に水の点検等をされる際に、やはり一部だけ補修していたりとか、水のあけ方が違うものとかが同じ集落内でも出てきたりということもありますので、できればそういったところがなく、やはり行政区の皆様管理していただくものですので、できるだけ管理しやすいように統一性をもっていく。どこでも同じ道具と知識があればできるような体制をつくっていただければと考えていますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

私も地元行政区でずっと役を長くやりましたので、そのとおりだと思いますが、担当の部、課長のほうから今の現状、これからの進め方についてはちょっと説明をさせていただきたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市の防災・災害対応について

ただいま市長が答弁いたしましたように、金具等につきましては既に全地区に貸し出されますように全て用意をしております、秋の行政区長会等では呼びかけをいたしまして、必要な金具等は貸し出すように準備をしているところでございます。今まで吹き上げ型のドレーン、消雪パイプの端末には汚泥ばけのための、そういったドレーン設備等も設けてある施設もあるわけでございますが、これは維持管理が容易なように、現在横引き型のバルブ設置型で、誰でも開けることができるようにといったような取り組みも現在しているところでございます。新設の消雪パイプにはそのような構造でなるべく設置をしている。また、そのような吹き上げ型のドレーンの端末しか設置されていないような消雪パイプで、メインパイプ管の中に目詰まり等を起こしている現象があるような井戸につきましては、修繕の際にバルブ設置型の維持管理が容易なタイプに交換等をしながらか対応をとらせていただいている現状でございます。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

ぜひ、その方向性でまたやっていただきたいと思います。

それでは、最後 4 番目になりますが、除雪の人員確保についてです。これは本当に、非常に大変なことになっておりまして、本当に高齢者の割合がちょっと増えているというのは、実際のところを見ているとそういう感じがします。

その中で、今、市長が答弁の中でおっしゃったように、塩沢商工さんのほうに土木科コースができたとか、そういう中でぜひ若者のひとつの仕事として、こういうのが出てくればいいというのが本当にあると思います。これは本当に期待しているところです。

それと同時にやはり、先ほど言われました女性オペレーター、これは本当に今、増やそうと、各除雪に関係している方々は躍起になっていらっしゃると思います。ただ、そうなったときに非常に問題になるのが、休憩所、詰め所等が、今まではほとんど男性だけだったものですから、そういった女性に配慮していない状態になっているのです。それをまた新しく作り直したり改善させるとなると、そういうところでまたちょっと初期の投資にお金がかかる部分もあって、そういったところもなかなか一企業さんだけでやっていくのは難しいのではないかという感があるのですが、この辺に関しては市のほうで何か取り組みをなされるのか、そういったことはございますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

ちょっとその視点は確かに言われるとおりですねという思いがありますが、市としてということになるのかどうか。これはちょっと私は答えがぱっと浮かびません。なので、担当部のほうでちょっと答えてもらいます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市の防災・災害対応について

若者の仕事確保という部分で、女性のほうの雇用の確保の問題だと思います。まさに休憩所なんてまさにそうであると思います。男性と共用であれば、またあるいは女性のほうへいろいろな部分で配慮しなければいけない部分がございますので、そういった部分は当然重要であるかと思えます。

私どもの現在の経費的な部分では、私ども国土交通省並びに新潟県の積算基準によって、工事の積算をさせて、発注させていただいておりますので、現場管理費、一般管理費等、共通仮設等に係る経費の部分についてはそれ以上の積み上げは行っていないという部分でございますので、それは請け負っていただいた皆さん方、請負業者さんのほうから提案型みたいな形でそういう取り組みを、現在は期待をしながら対応しているという部分であります。

そうは言いましても、今、時代の流れがそういう方向に進んでおりますので、当然今、女性技術者も多い中で、今、国の事業等、昨年度も直轄砂防のほうの現場におきましては、女性の現場代理人が女性用のために休憩所なんかも設置をして、女性が働きやすい環境をつくるのだという取り組みもしている現実も、私どもも見ております。

そういった部分をより工事の積算の中にも反映させながら、請け負っている業者さんのほうにもその辺の対応ができるような取り組みは、当然重要だろうという認識はしております、その辺は今後、国あるいは県、私ども市とも意見交換をしながら、そのような対応ができるような取り組みを今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

大変おっしゃるとおりです。やはり、豪雪時などになりまして、詰める時間が増えれば増えるほど、そういったときの生理現象や環境というのは非常にオペレーターの方の負担になりやすい要素の1つになると思いますので、ぜひそういったところを考えていただいて、今お話を聞くと、オペレーターの業者側のほうから提案を待っているということでしたので、ぜひそういう提案がございましたら真摯な対応をしていただきたいと思いますと思っております。

最後になりますが、やはり今後も質のよいオペレーターの確保、また若手のオペレーターの確保というところになりますけれども、もう一つ障害になってくるのは、資格の問題が出てくると思うのです。若い人にとってみれば、それを取りにいくというのは、大変お金もかかるし大変な部分があると思うのです。そういったところを、例えばですが、別の除雪を行っているところに、その取得費の補助等を行いまして、少しでもオペレーターを増やそうという試みもされているところもあるようです。こういうことに関しましては、今市のほうでは考えているか、考えていないかで結構でございますので、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市の防災・災害対応について

まずはその業界の皆さんがきちんと、私は聞いたことがありません。ありませんが、そういう話をいろいろな場所で、そういうことで聞いているようなことはあります。しかし、業

界の皆さんがそれは本当に必要だということで、これはこの地域を継続する、将来に向かって継続していくためにはどうしてもこれは必要だ。当然必要だと思いますから、きちんとしたやはり要望活動をまとめて行っていただくことのほうが先だと思います。それによって我々が聞く耳を持たないということは全くありませんので、そうことだと思います。もし、そういうご関係の方がいらっしゃいましたら、ぜひそういう気運を皆さんで上げてください。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の防災・災害対応について

はい、そういうことでしたら、業界内からまたそういう除雪をされている方々から要望がありましたときは、ぜひ、一考のお願いをしたいと思います。本当にこの除雪に関しましては、毎年必要になることだと思っておりますので、なかなか予算面でも頭の痛いところも出てくるとは思いますが、ぜひ、それぞれの業者さんと協力していただきまして、今後も今の除雪の質が維持できるようにやっていただければと思います。終わります。

○議 長 以上で大平剛君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 2 番、議席番号 10 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 傍聴の皆さん、おはようございます。きょうは何か逆授業参観のようで緊張していますが、聞きやすい内容だと思いますのでよろしくお願いたします。

交通安全について

それでは、発言を許されましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は交通安全についてです。この春お子さんが小学校入学を控えられているご家庭では、成長した我が子に喜びを感じ、非常に待ち遠しいことだと思います。それと同時に、今まで家族に送り迎えをしてもらっていた保育園や幼稚園と違って、自分たちで登下校することになるので、不安も感じることもあるでしょう。

そこで、気になる歩行中の事故について、公益財団法人交通事故総合分析センターが発表した調査結果を見ると、19 歳以下の子供の歩行中の交通事故による死傷者数は、小学校入学時の 7 歳が突出して多いことがわかりました。7 歳児の歩行中の事故は約 73% が日中に発生しており、それに日没前後の夕暮れを合わせると 93% にもなります。また、曜日別に分析すると、平日が土曜の 2 倍、日曜の 2.5 倍となっており、男女別では男児の死傷者数は女児の 2 倍だそうです。つまり、小学校の登下校中、また放課後遊んでいるとき、その行き帰りの道中に交通事故の発生が増加しており、活発な男の子が危険な行動をとりがちであることが推測されます。

そこでお伺いたします。1 つ目、小学 1 年生の例を挙げましたが、我が市でも新年度を迎えるにあたり、園児、児童、生徒の交通事故が心配されます。子供たちに対する交通安全指導の現状と、今後の取り組みについて伺います。

2 番目、平成 24 年に全国で登下校中の児童、生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策について協議し、連携体制を構築し、南魚沼市通学路交通安全プログラムを策定しております。

す。そんな中、南魚沼警察署との連携の現状を伺います。

3つ目、以前にも一度、井口前市長に質問させていただきましたし、林市長も議員時代にこのことを取り上げていらっしゃいましたが、南魚沼交通安全協会の存続について、市長のお考えを伺います。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩川議員のご質問に答えてまいります。

交通安全について

まずはこの交通安全指導の現状と今後の取り組み。次世代を担う子供たちの生命を守るということは、市の重要課題の1つ、これは当然のことです。議員がおっしゃったように、事故統計によりますと、市内では平成29年に子供の関係する交通事故は7件発生してまして、7名がやはり負傷しています。悲惨な事故を1件でも減らすようにということで、市では交通安全実施計画というのを定めて、そして各方面の皆さん方と連携をさせていただきながら、この対策を行っているというところでもあります。

子供たちに対する交通安全指導ということにつきましては、市内の全ての小学校、中学校、また総合支援学校、ここにおいて交通安全教室というのを開催しております。南魚沼警察署の協力を得ながら、4月から5月にかけて、やはり一番事故が発生しやすい、先ほどのご指摘のとおりです。その時期に、警察官の交通安全の講話、お話を聞くとか、横断歩道の安全な渡り方などを学ぶ歩行訓練、模擬信号機を設置させていただいて持ち込んで、これを使用した自転車の交差点通行練習、こういったものなどを交通ルールが実際身につくような形で体験型の訓練や指導を行っているというところでもあります。

また、全ての保育園、そして認定こども園、ここにおいても毎年5月以降になりますが、同様な交通安全教室を実施しております。

ほかに、これは新潟県が主催をしております保育士の皆さんを対象とした、幼児交通安全教育指導者研修会、これは県がやっております。これに当市の、私どもの市の各それぞれの保育園から1人以上の保育士が必ず参加をさせていただきまして、保育士の皆さんの指導力、知識の向上を図っているという状況であります。

新入生が、大変かわいらしい新入生が通学を始めます4月には、春の全国交通安全運動、これによる巡回の広報車等、街頭に立つ街頭指導、交通指導員の皆さんを初め、地域ぐるみでスクールガードといいますか、たくさんのいろいろな方々が通学路に立ってくださっております。皆さんで子供を守る活動を実施しているという状況であります。なかなかこの交通事故を減少させるという特効薬はありませんが、各種のさまざまな活動によりまして、市全体で交通安全意識を醸成して醸し出し、子供たちの事故がないようにということで取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目の通学路整備に関する警察との連携であります。市では平成27年の9月です。「南魚沼市通学路交通安全プログラム」というのを策定しております。各地区のそれぞれの通学

路において対策が必要であるという箇所を全部リストアップさせていただき、計画的な歩道の整備、そして道路改良事業などを進めているところであります。このプログラムは定期的な見直しを行っておりまして、平成 29 年度、今年度においては警察署のほか、教育委員会、そして各道路の管理者、これは市道、県道、国道があるわけでありまして。小学校 P T A の皆さんなどが連携をして、通学路の合同点検を行って、危険箇所の確認や安全対策についての意見交換を行いました。非常に今年度はそういうことに力を入れてやった年になりました。

この点検の成果を踏まえて、ことし 1 月に南魚沼市通学路安全推進会議というのを開催させていただきました。警察署を含む関係機関からご出席を賜って、このプログラムの改定を行ったところであります。

ハード事業、なかなか歩道整備とかにつきましては、すぐに整備を進めるというのは大変困難であります。警察署と協議を重ねて、今、速度制限によって安全性を高めるなど、いろいろな取り組みを始めています。六日町上町の非常に危険な部分については、今年春からの、私ども南魚沼市からの、そして皆さんと協議をさせていただいた結果に基づいて、警察に非常に力強く、粘り強くやらせていただいた結果、制限速度を落とすという形で、それを実現してきた。これは決して六日町上町だけではなくて、全市レベルでこういう問題の箇所には、ハードがそんな簡単にできるわけありませんから、それを待っていることもできないという思いがありまして、これからもそういう姿勢をもって進めていきたいと考えているところであります。

3 つ目の交通安全協会の存続の問題。私も議員の時代から大変関心を持っているところであります。この安全協会がなくなった場合、市内で免許証の更新ができなくなります。市民への影響は大変大きい。特にお年寄りの問題が私はこれに絡んでいると思います。張り合いもなくすことになるかもしれない。しかし、自主返納もしてほしい。大変難しい問題ですけれども、ここに絡んでくると私は思います。何としてもこれを存続させたいというふうに考えています。

協会の運営状況についてですけれども、平成 28 年度の決算で 150 万円の赤字となっております。大変厳しいと聞いておりまして、基金を取り崩しているという状況と伺っています。一番の収入のこの赤字の問題は、収入の約 2 割を占めているという協会費の減少が主たる原因であります。加入率が非常に減少しています。平成 28 年度においては 69.1% にまで落ちていると伺っています。今、いろいろな区長会等を通じたり、さまざまところで加入のお願いを、市としても加入いただけるようにご協力を申し上げているところですが、なかなか上向かないという状況です。積立金も 5 年ほどで恐らく底をつくというふうに役員の皆さんからはお話を伺っています。

かねてより抜本的な対策を講じる必要があるものと考えておりましたけれども、大変朗報が入ってまいりました。先月新聞の報道で、平成 35 年を目標に六日町バイパスの小栗山交差点、ちょうど越路荘の近くであります。その付近を候補地として、南魚沼警察署を移転する計画が発表されました。これを機会にして、新しい警察署ができあがった場合に、この南

魚沼交通安全協会を移転できないかどうか、中に入れていただけないかどうかということ、各方面と検討協議を始めたいと考えております。

会員の増加についても一緒にこれは行政区長会などを通じて、これまで以上にまた力を入れていきたいと考えているところであります。これは湯沢町も、湯沢町と南魚沼市の関係にある協会でありますので、これはいつも意見交換をさせていただき、同様の思いを湯沢町の皆さんも考えてくださっておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 交通安全について

今までの取り組みとこれからのお考えをお聞きいたしました。1番からあれですけれども、決して学校ばかりに任せるといった感じではない問題だとは思っております。まずは家庭から、親御さんから子供たちにうるさがられるかもわかりませんが、ちゃんと交通ルールを守れという話をさせていただいたり、あと定期的に見守りとか、街頭に立っていただくことで皆さんに感謝しているところであります。

4月から5月にかけての交通安全教室等々ですけれども、非常にいい取り組みです。あと、実際に年間の学校のスケジュールを見るとみっちりになっていて、そんな隙間がないかもわかりませんが、やはり1年生であれば生活という授業、科目の中で、みんなで危ない箇所を歩いてみたり、そういうこともしているのかもわかりませんが、どんなところが危ないよとか、絶対にこういうところは一回立ち止まらなくてはいけないよというようなお話を、科目の中でできればいいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 交通安全について

今のご質問の内容は、教育部のほうに答えてもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 交通安全について

現在、そういった総合学習の中での教育ですけれども、私どもは校長会等でまたその交通安全についていつも指導を行っているところですので、そういった議員がおっしゃる項目につきましては、今後、月一遍の校長会等で指導してまいりたいと思っております。以上です。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 交通安全について

わかりました。そういった方向で進めていただけるとありがたいと思っております。

それからあと、今まで歩行者の歩行中の話をしていましたけれども、最近、非常に全国的にも自転車に乗っている方が加害者になる、大変痛ましい事故が増えてきているそうであります。以前ですけれども、ニュースでされていたのは、小学校5年生が運転している自転車に、当時62歳の方がぶつかって、その方は重度の障害を受けて、いまだに意識が戻らず、そして裁判で約9,500万円の高額の賠償を請求されているというお話をお聞きしました。保険

に入る、入らないとかはそれは個々の今のところは任意ですのであれですけども、やはり自転車も人とぶつかったらどれだけ危ないかというのを、しっかり教えていっていただければありがたいと思います。これは答弁は結構ですので。

それでは2番目に移ります。それこそこの南魚沼市通学路交通安全プログラムというのを策定していただいて、ホームページでもその点検している写真等々をアップしていただいております。ありがたいと思います。以前、交通安全のことについてお聞きしたときに、やはり市だけの力ではなかなかそういうことが進まないですという話で、標識等々、警察の方々の管轄になるし、あと県道といえば振興局地域整備部になるわけで、その方たちがみんな同じ目線で歩いてみてどこが危ないか、PTAの方も一緒ですけども、その辺非常によい取り組みだと思います。急に一度に市内全部というわけにはいかないと思いますけれども、そうやって徐々に人の意見を集めながら、皆さんの意見を集めながら進めていっていただければと思います。

2番目は答弁をしっかりといただきましたので、このぐらいで終わりたいと思います。

それで、3番目ですけども、交通センターの局長さんとこの間またお話をした中で、年間の地代だけで約160万円ぐらいかかるということで、その平成28年度150万の赤字は、まさに地代ぐらいが赤字になっているようであります。その警察署が新築になって移転したときに、そこの中に入れていただければ、その辺が幾らかは負担しなければいけないと思うのですけれども、今ほど地代がかからないかもわかりません。

この運転者会費というのが、なかなか一般の方は免許書きかえするときに、何かよくわからない無駄なお金だという感じで、私はいいいです、という話をよく聞くそうですけれども、やはりこの交通安全協会、この交通センターがなくなったときのことを、もう少し市民の皆さんにお伝えしていただければありがたいと思うのですけれども、その辺をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 交通安全について

私が議員をやらせてもらっているときに、安全協会のこのテーマの話をしました。そのときまで私も安全協会というのは公のものだとぐらいに思っていたのです。今、安全協会にお金は確か市から若干出ているのですけれども、これは安全教室等の委託料なのです。これは県内でも非常に、実は行政からあまりお出しをしていない。実は南魚沼市はそういう状況です。

先ほどの警察の移転計画、これはまさに進んでいくと思います。これに至るまでに実は南魚沼市もさまざまな運動をさせてもらいました。警察署の判断が非常に早かった。県ですけども、非常にうれしく思っていますが、決してセンターがここに入れるというまだ保証はありません。これからの運動にかかっておりますので。しかし、これは本当に湯沢町さんも一緒になりながら、一生懸命取り組ませていただき、ぜひ、ご理解をいただき、そういう方向に進めればというふうに思っております。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 交通安全について

本当にそれこそ交通センターがなくなった場合、湯沢の方はもうほとんど、この辺の地域もそうですけれども、半日つぶして長岡へ行かなければいけませんし、徐々に免許を更新する方の人数も減ってきたり、人口減少したり、会員不足ということで、なかなかこれといった特効薬がないという話をされておりました。行政区長会でも、協会長がぜひ願いますということでお話をされたようです。なかなか市からも助成金というのを出せる状態では今ないと思うのですけれども、自助努力をしている中で、今後本当に切羽詰まって困ったときにどうしていくのか、その辺最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 交通安全について

存続は必ずさせてもらう。しかしまだ——まだと言ってもは大変失礼ですけれども、現在運営がされております。そういう状況を勘案しながら、なるべく早く打開できる一番のものは、やはり警察署、そしてその中にセンター、協会が入っていただくというのが一番いいわけなので、そこを目指して協力を申し上げてきました。

存続をし、絶対になくすことはしないようにしようというのは、湯沢の町長さんとも話をさせていただいておりますが、まだなったときにどうするという事までは、発言は差し控えさせてもらいたいと思います。

私もそういう思いで、議員のときから続いてやっております。恐らくは、大変この地域にないということがどれほど不利益を被るかということも勘案しながら、やはり救済策というのは、その時点で立てなければならぬと思います。

○議 長 以上で塩川裕紀君の一般質問を終わります。

○議 長 一般質問の途中ですが、休憩といたします。再開は10時55分とします。

[午前10時39分]

○議 長 休憩を閉じ一般質問を続行します。

[午前10時55分]

○議 長 質問順位3番、議席番号16番・中沢一博君。

○中沢一博君 明日、明後日と私たち、地域の宝であります、未来の宝であります中学生の皆さんが高校入試であります。全員が志望校に入学することを願い、本当に私たちも応援したいと思っております。頑張ってくださいと思います。

1 財政の“見える化”推進に「新地方公会計制度」の導入を

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。最初に、今回は大綱2点を質問させていただきます。1点目であります。最初に財政の“見える化”推進に「新地方公会計制度」の導入をと題して質問させていただきます。この項目につきましては、私は平成23年3月議会でも同様の質問をさせていただきました。この公会計とは、国や地方団体が行う会計処理のことでございます。国や自治体は税金を使って施策を行う以上、税金の使い方や財政状況を納税者にわかりやすく公表するのは当然でございます。ただ、現行の公会計

制度は、自治体の資産、土地、建物や負債、借金ですけれども、どの程度あるかがわかりにくくなっています。税金の使い方も不透明になりがちになるわけでございます。

この現公会計では単式簿記、現金主義等用いているわけでありまして、単式簿記というのはお金の出し入れを単純に記載する方法で、単純な言い方をすれば、会計簿のようなものでございます。しかし、この手法では、お金の出入りをチェックするだけで、年度をまたいで蓄積された資産や負債の把握はできず、結果的には借金への意欲が薄れて、財政が悪化しやすいという欠点もあるのではないかと感じるわけでありまして。

この現金主義とは、お金の出入りがあったときのみに会計処理を行う手法であります。仮に取引があったとしても、実際にお金の出入りが発生しない場合は、会計処理がされません。生活の身近な例でいいますと、ある商品をローンで買った場合、その時点では実際にお金を出すわけではありませんので、会計処理の対象にはならないのであります。これでは正確な財務状況はわかりません。

そこで、この新地方公会計制度は、従来の自治体の会計制度に企業会計的な要素を取り入れ、この財政の“見える化”を進めるものであります。具体的には、現金の出入りのみを記載する単式簿記による現金主義会計に加えて、原因とともに資産などの増減を記録するこの複式簿記による発生主義会計の手法を採用しているわけでありまして。当市はこの新地方公会計制度の導入に向けた取り組みはどこまで進んでいるのかお伺いしたいのであります。

この固定資産台帳の整備や決算書類の作成など、どこまで進んでおられるのでしょうか。また、課題等がもしあったらお聞かせいただきたいと思っております。

以上、1点目、財政の“見える化”推進に「新地方公会計制度」の導入をと題して、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは、中沢議員の質問に答えてまいります。

1 財政の“見える化”推進に「新地方公会計制度」の導入を

新地方公会計制度であります。総務省が平成27年の1月に、統一的な基準による地方公会計マニュアルを公表しまして、今まで複数存在をしておりました地方公会計財務書類の作成方法を統一的な基準として一本化をしたというものであります。また、原則として平成28年度決算から統一的な基準を適用し、平成29年度中に財務書類を作成、公表するよう全地方公共団体に要請があったところであります。

この統一的な基準による財務書類を作成するためには、まず固定資産台帳の整備を行う必要があります。固定資産台帳——議員はご存じだと思いますが、固定資産をその取得から除却売却等の処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産について、取得価格、そして耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであるということです。この整備がされますと、現金主義、単式簿記では見えにくかった資産のストック情報、また、減価償却費等のコスト情報を把握することが可能になってまいりま

す。

発生主義、複式簿記を採用することにより、議員もいろいろな例を挙げられましたが、例えば退職手当引当金といったような現金支出を伴わないコストが、見える化していくということでありまして、経済的事実の発生に基づいた適正な期間を区切った、損益計算を行うことができるようになるというところでありまして。

南魚沼市においても、統一的な基準による地方公会計の取り組みは今進めておりまして、固定資産台帳については、既に完成をしています。平成28年度の統一的な基準による財務書類については、この3月中の完成を今、目指しておりまして、現在作成中でありまして。3月末までには南魚沼市ウェブサイト、ここに公表をしたいと考えています。また、財政課の窓口においても閲覧ができるようにしたいと考えております。

この財務書類の公表後には、それを用いました分析などの活用が——当然そのためにですが、活用が考えられます。例えば、財務書類の分析はもちろんのことですけれども、先ほど申し上げたようなストック情報と現金支出を伴わないコストも含めた、いわゆるフルコストでのフロー情報の把握が可能となるということでありまして、公共施設などの将来における更新に対する必要額とか、事業別の、また施設別の分析等も可能になってくるということでもあります。

ただ、しかしですが、活用するためには専門的な知識が必要となつてまいりますので、財務書類を作成・活用するための知識・技術をどのように共有していくかというのが今後の課題ではないかと考えております。今後は事業とか公共施設ごとにコスト比較をするなど、よりわかりやすい分析を行うために、予算科目の整理、こういうものが必要になるというふうに考えているところでありまして。現在進めております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 財政の“見える化”推進に「新地方公会計制度」の導入を

今、市長から、私が一番心配していたのは、固定資産台帳ができているのかどうかということをお聞きして、本当に安堵しております。いよいよこれできたから次の段階にやっとならざるというところまでできたということは、私はいよいよ国のほうも進めている中で、我が市も一生懸命やっておられるという、そういう話を聞かせていただきました。

市長のほうの発言もあつたように、これからじゃあそれをどう生かすかという、ここがやはり一番大事になってくるわけでありまして、この新地方公会計制度で一言で言うとやはり「数値化」でありますし、「見える化」でありますし、そして「わかる化」なのです。やはりそこがキーポイントです。ここをどうきちんとやっていくか。そうしないと、ただつくただけではだめなのです。この3つのキーワードをどう進めていくかによって、私たちの予算編成に、どう無駄を削減できるか、ここにかかってくるわけでありまして。

そういう面でも、今市長からも職員の研修も一生懸命やっというふうな部分をお聞きいただいたわけでありまして。本当にそれを聞いて、私は正直言って安堵しているのが事

実であります。私はここがどうなっているのかというのが、すごく正直言って心配でありました。

例えば今の状況で、市役所で例えば 100 万円の車を買ったとします。今回の予算にも出ていましたよね、いろいろ出ています。100 万かかったとします。だけれども、これを市の会計の人が業者に 100 万をやって、お金の動きはそれで終わりではないのです。実はその資産があったことによって、その資産はどうコストがかかっていくかという、修理費がどうかかっていくか。そこまできちんとしていかないと、本来の全体的な部分がわかってこないわけでありまして。

もう、そういうシステム改修について、やはり職員の皆さんのコストという意識が、私はいや応なく高まってくるかと思えます。私はやはりそこが大事かと思えます。市長のこの平成 28 年度できるという部分からして、来年度から何らかの形で私たちに式の形、予算のかかわり方、そういうのも変わってくるというふうに私どもは考えてよろしいのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 財政の“見える化”推進に「新地方公会計制度」の導入を

議員がお話をされていることのためにやっていると、私も認識を同じにしております。これまで見えなかった部分、これから公共施設も、今後この一般質問の中でほかの議員の方からも公共施設のあり方とか今後のそういうことを、多分、質問がされると思います。そういうことに全てつながっていく内容でありますので、大変いいことだと思いますし、議員がおっしゃるそのコスト意識、こういったものにつながり、また将来計画にも十分反映させていくべきものだと思っております、おっしゃるとおりだと思います。

○議長 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 財政の“見える化”推進に「新地方公会計制度」の導入を

市長の力強いお言葉を聞かせていただきました。今、具体的に私がこんなことを申すまでもないのですけれども、例えば 1,000 万の収入があったとする。その収入は、じゃあ預金を崩したのか、借金で借り入れたのか、そういうようなこともわかってくるわけですね。そういうこともやはりこれから私は大事になってくるかというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

今、市長からもあったように、私たちの地域には老朽化が進むインフラがいっぱいあります。本当にこれからいっぱい出てきます。やはり整備の加速を進めていかなければいけないわけです。そういう面では私は大事になってくるかと。こんなことを言ったら、今後大型のごみ処理施設なんかも出てくるわけでありまして。そういうことも全部含めた中で、やはり進めていきたいと思っております。私はもう、市長が言ったからもうそれでいいのですけれども、ちょっと私が心配してこの質問をさせていただいたのは、こんなことを言ったら恐縮ですけれども、変な意味で聞かないでください。病院事業会計のところで、私たちに例えば 5 年間で病院の医療機器の減価償却等があるものだから、5 年間だけは一般繰入をさせていた

できます。それで、だけれども5年後には黒字になりますというふうに私たちに報告いただきました。ですから私たちは、それであるなら一生懸命繰り入れをして5年間頑張ってもらおう、そういうふうな形がありました。

だけれども、今回の予算審議の中で話を聞いてみますと、それだけの部分だけではなくて、今後も出てきますというような、言葉を濁したような部分が出たのです。私はこれだけ一生懸命病院の皆さんが頑張っておられる、例えば病院で病床の稼働率も85%以上を超えている。これ以上頑張れないのに赤字になったならば、そもそも出発点の、この当初の投資に問題があったのではないかというふうに私は思わざるを得ないような状況になってくるわけです。そんなことではいけないです。これだけ一生懸命みんな頑張っているのです。やはり私たちにも責任があるのであります。

そういう部分を、こんなことを言ってちょっと変な意味で聞かないでもらいたいのですけれども、一生懸命頑張っているのにこんなことを。やはりそういうところが見えるような形で私たちに出していただくことによって、例えば前の水道事業だってそうであります。あの当時、一生懸命あの当時やりました。でもあれが今日こうやっていっぱいこうなっているわけです。そういうことをきちんと守りながら、また私たちがきちっと判断を間違えないようにしていかなければいけないというふうにみるわけであります。

これに関しては、こんなことを言って大変申しわけございません。市長がもう来年度やります、ということでもありますので、ぜひ、その部分を私たちにひとつ数字として、きちんと資料として見えるような形で提示いただければありがたいと思っておりますので、これに関してはそれで結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。頑張っていたきたいと思います。

2 当市における、住宅宿泊事業法（民泊新法）の考え方について

じゃあ次に2項目に移らせていただきます。当市における、住宅の宿泊事業法、要するに民泊新法の考え方についてお伺ひいたします。訪日の外国人観光客の急増に伴い、国は今、4,000万人を目標に外国人の集客をやっているわけであります。私はこれはすばらしいことだと思っています。

そこで国は、一般住宅を宿泊施設として活用するこの「民泊新法」ですね。これは私が言うまでもなく、2018年のこのことしの6月に施行に向けて進めているわけであります。一般住宅に有料で旅行者を泊めるこの民泊が、この6月に解禁される前に、南魚沼市としてこのままでよいのかということ、私は感じたのです。正直なところ、私はこの3月議会のときに出てくるのかと思っていたのです。でも出てこなかったものですから。南魚沼市として条例規制みたいなものをつくるのかというふうに思っていたのですが、出てこなかったもので、あえてもっと別の部分で考えておられるかと思うので、その部分を観光に精通の林市長でありますので、お伺ひしたいのであります。

この当市は旅館業の許可を有した民宿、旅館、ホテル施設が多いわけであります。このまま例えば規制をもししなかったら、このまま6月にもし解禁したならば、この健全な事業者

を守れるだろうかというふうに、私はやはり危機感を感じているのです。廃業に追い込まれないのか。この市の基幹産業である観光産業の基盤が崩れないのか。そしてまた、住環境の悪化を招く恐れもないのかという部分で、私は聞きたいのであります。この当市の実態を見たときに、自治体独自で規制条例をつくる必要が私は急務と考えますが、市長の見解をお伺いするものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 当市における、住宅宿泊事業法（民泊新法）の考え方について

それでは、中沢議員の2つ目のご質問の民泊新法の考え方。国では、違法民泊に対応しながら、インバウンド観光客の滞在を促進して、多様化する宿泊ニーズに対応するために、公衆衛生の確保——これは当然であります——や、地域住民とのトラブル防止、住宅を活用した宿泊サービス業務を定めた「住宅宿泊事業法」を昨年6月16日に公布をし、議員がおっしゃった、ことし6月15日から施行するという事としてしています。これは年間の宿泊日数が180日以内のものに限って、宿泊料を受けて民泊させることとしたもので、事業の適性を担保する要件も定められているというところであります。

国の意向ですが、この事業に可能な限り制限を加えないということではありますが、一方でこの法律の第18条において、議員も指摘されております、騒音の発生や生活環境の悪化を防止する必要がある場合、都道府県が条例を定めることで住宅宿泊事業の区域や期間を制限できることとなっております。それに基づいて今お話をされています。

新潟県では昨年11月以降、県内市町村の意見を我々から聞いて、そして、これまで県条例の制限内容について検討しておりました。その結果、希望する市町村名を条例に明記をして、その市町村内の学校など、そういう制限が必要な施設については、周囲100メートルの範囲内で、かつ授業がある曜日には民泊を制限するという内容の条例を、3月の県議会に提案をすることとなりました。現在されているという状態であります。

当市には多くの旅館や民宿、ホテルなどの宿泊施設があります。私もそういったところの、南魚沼——当時郡の旅館業の会長もさせていただきました。そういう中では非常にこれは関心が高いものが最初からありました。この独自の規制条例をつくる必要があるのではというご意見等、これはちょうだいしております。議員もそういう向きでお話をいただいていますし、これは正式には要望にはならなかった案として私のところに、そういう業界の皆さんからこういう内容だということで、非常に厳しい意見が最初はいっぱい寄せられました。

しかしですけれども、現時点では市単独での規制条例制定は、私は難しいと考えています。そのため学校周辺の大変静かな環境の維持や防犯のため、いろいろなことが想定されるかと思えます。全国ではいろいろなところで動きもあることも事実ではありますが、まずは県条例によって制限をさせていただいて、今後は市民や観光関係者のご意見など、またその状況等も伺いながら検討を続けてまいりたいと考えているところであります。なかなか条例制定はたやすいことではないと考えております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 当市における、住宅宿泊事業法（民泊新法）の考え方について

今、県条例の部分をお聞かせいただきました。難しいということもお聞かせいただきました。この南魚沼市は、今、市長がおっしゃったように、宿泊施設は足りているのであります、はっきり言って。例えば、去年の外国人の宿泊者は、2017年度は2,868万人というふうに聞いております。19.3%増えているというふうに聞いています。延べ人数でいうと、7,800万人だというふうに聞いています。前年比だと12.4%だそうであります。過去最高だそうです。

今、東京オリンピック等に向かって国もどんどん進めている中で、私は確かに東京とか大阪とか北海道とか、そういうところへ行って、東京に私どもも行ってみればわかります。あれだけの外国人。湯沢さんなんかでもかなり増えています。この南魚沼市はそういう面では、報告にもありましたが増えているけれども、私はこのまま放置をもししていたならば、例えば多くのおじいちゃん、おばあちゃんなんかが必死な思いで、毎年消防法だとか、そして保健所の検査とか、必死な思いでやって、そして改善しなきゃいけないところは改善して、一生懸命経営をして今日にきたのです。

そうした中で、スキー産業が減ってきております。そしてグリーンツーリズム、全体の四季を通した、そういう形で新たな施策ということでまた頑張らなければいけないというふうに思っているときに、私は市の条例、県の条例だけで果たしていいのだろうか。私は本当に思うのでありますよ、はい。足らなくてどうしようもないような状況だったらいいですよ。いっぱい足りるのです、はっきり言って。この中でどんどん入ってこられたらどうしますか。一生懸命、正の本当に許可をとっている人たちを圧迫させるのです。大げさに言えば観光の基盤が崩れるのです。そういうことも私は考えていかなければいけないというふうに思うのであります。

私はこんなことを言ったらあれですけども、先ほど市長が言ったように、この新法によって罰則も3万円から100万円になりますよね、なります。また、立ち入り検査もできるようになるというふうにも聞いております。だけれども、やはり違法の業者がいるのです。この南魚沼市にも、はっきり言って、いられると思います。これは大手の民泊情報サイトにも登録されています。南魚沼市でも、湯沢だって20件あるといわれています。そういう中で、これからそういう部分が、きちんとするのだけれども、例えば、市長は市だけではできないと言ったけれども、例えばあれだけ特区を受けた大田区でさえも、ばつにしているのです。受けないようにしているのです。通年をとおして受けないとしているのです。そういう条例があちこちで今、出ているのです。それに対して市長、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。現実がわかる市長だからお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 当市における、住宅宿泊事業法（民泊新法）の考え方について

全国の事例も非常に見させてもらっています。しかし、なかなかできないというところは、これから担当の部、課長から答えてもらいます。私も議員と気持ちは同じです。私もやはりそういうこと、民宿の育成をすべき、するためのそういう会の長であったわけで、さまざま

その後、マンションのホテル化とか、さまざまな問題に直面してきました。決してこれをただできないと言っているわけではありません。後段、私は先ほど壇上から述べた、状況を見ながらということがあります。現状はなかなかできないかということにつきまして、担当のほうから答えてもらいます。それをお聞きになった上で、もう一度お願いしたいと思えます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 当市における、住宅宿泊事業法（民泊新法）の考え方について

お答えいたします。この民泊新法につきまして考え方は市長が先ほど申し上げました。その考え方は、私ども産業振興部としても同じ考えを持っております。まず第一に、この法律で新しい事業ができるということで、それを妨げるのはなかなか難しいというのは事実でございます。ただ、南魚沼市においては、議員の言われるように観光協会の調査で、おおむね230軒以上の宿泊施設がございます。十分容量は足りていると私どもは考えていますし、まずは私どもとすれば、その既存の旅館、正規の旅館業法にのっとった宿泊施設の皆さんの振興を考えていくのが基本だと考えてございます。

ただ一方で法律的な部分を申し上げますと、先ほど市長も少し触れましたけれども、この住宅宿泊事業法の第18条で、さまざまな要件がございますけれども、規制の条例を定められるのが現時点では都道府県、あるいはこの法律の業務事務を処理する保健所設置市というような規定がございます。今の法律の枠組みの中ではすぐに市独自で規制、規制条例をつくるというようなことは難しいというふうに考えてございます。ただ、民泊に対する基本的な考え方につきましては、議員のおっしゃるとおりだということは、私どもも十分認識をしております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 当市における、住宅宿泊事業法（民泊新法）の考え方について

私の勉強不足でそのところはわかりませんが、申しわけないのですが、各自治体で30でしょうか、50でしょうか、いろいろ規制をかけ始めております。つくっております。ですから、私はできなくはないんじゃないかと。市でもつくっているのですよ、大阪の市でも。大阪の何市だったかな、ちょっと済みません、今、資料が手元にない。調べた中ではつくっている。ですから、全くできなくはないというふうに私は思っているのです。何らかの形で規制をかけるべきではないかということ、私は訴えているのであります。

例えば、今、私たち南魚沼市においては、南魚沼グリーンツーリズムというのがあります。それは農家民宿であります。ちょっと違うじゃないかと言われるかもしれないけれども、でも私たち南魚沼市は保健所がきちんと講習をし、許可をとり、そして研修も受けて、全国から来る皆さんに、安心し安全なそういう体制をしようということできちんとやって、登録制ではないけれどもそうして受け入れをしているのであります。やはりそういうことから逃れられないきちんとしていながら、新しい体制をきちんとつくっていかなければいけないというふうに私は感じる次第であります。

いろいろ法律的なことは私はまだまだ勉強不足で全くわかりませんが、私は何らかの形で、この南魚沼市の今まで頑張ってこられた、そういう民宿だとか——今は民宿という言葉はありません。旅館、そしてホテルさんなんかを圧迫しないように、守っていく体制を私はつくるべきである。このままで本当にいいのかということが、すごく私は不安なものですから、あえて市に問いかけたいと思っております。

ひとつ最後、その点もう一度、その部分がもしありましたら、この部分でもうなければそれで結構ですけれども、私はもしこの部分で多くの皆さんがしたら大変なことになってしまう。その分の不安だけで言って申しわけないのですけれども、そういうことをきちんと守るということを、皆さんの口から聞かせていただきたいと思っています。お願いします。

この法に対する守りです。個人個人の経営ではないです。この法に対して、旅館法の皆さん方を守っていきますという部分をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 当市における、住宅宿泊事業法（民泊新法）の考え方について

私は既存の、これまで歴史的にこの地域をきちんとやってこられた皆さんを最優先に守る立場で関心を持ち、今後の推移を見守っていきたくと思います。

そして、国のほうの法律制定、国のほうのやはりその、何ていいますか、実は何か起きて——具体的なことはちょっと言いづらくてですね——そのさまざまな、国の制度のもうちょっと動向といいますか、こういった場合にはこうなるとか、そういうこともきちんと我々は考えないと条例制定はなかなか難しいですから、そのところは非常に注視をさせていただきながら、状況を見守り、必要があればやはり声もあげ、そして守るべきは守るという姿勢でいきたいと考えています。以上であります。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 当市における、住宅宿泊事業法（民泊新法）の考え方について

市長のその言葉を聞き、本当に私ども、この関連の皆さんも本当に頑張っていたきたい。そういうことを期待して終わりたいと思います。以上であります。

○議 長 以上で中沢一博君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 4 番、議席番号 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

高齢者が住みよい環境整備を

高齢者が住みよい環境整備をということで質問させていただきます。当市の 65 歳以上が占める、いわゆる高齢者人口は平成 31 年には 1 万 8,000 人を超え、高齢者化率が 33%に達します。仕事をリタイアし、収入の少ない世代の割合が増加し続ける状況は、市政運営にとって大変厳しいものと考えられ、高齢者福祉は子供の教育や、若者の雇用の安定化と同様に、自治体の大きな課題となっています。こうした状況から、高齢者のみの世帯や、独居老人世帯の増加に対応できる福祉政策を検討しなければなりません。

また、現在家計を支えている労働者の介護離職が進めば、家庭だけではなく、市内全体に

及ぶ経済的な影響を考慮しなくてはならなくなります。現在の介護離職は本人の住んでいる家庭だけの要因で発生しておらず、女性が実家の親のために仕事をやめて介護に専念するケースも増えているそうですし、実家に戻ったために世帯の収入が増えて、除雪の援助等に影響が出ている世帯もあります。収入の少ない高齢者世帯の除雪援助についても、よく検討する必要があるのではないのでしょうか。

少子高齢化社会の人口構造をかんがみれば、実家の親の面倒をみるために夫婦がそれぞれの親の介護の負担をする状況が想定されます。このような状況から発生する経済的な悪循環を緩和するためには、介護職員の増加を図る必要があります。介護職員を増加しなければ、多くの家庭で介護の負担が増加していき、委嘱等で現在の収入が減少すれば、最終的には税収の減少と、住民サービスの低下が避けられない状況となります。介護職員不足に対する抜本的な取り組みが早急に求められると考えます。

また、高齢者の運転免許返納後、あるいは車を手放した後の交通手段の維持は今後大きな問題になってくると思われまます。医者にかかれない、買物に行けないという市民が増えることによる社会的、経済的な影響は大きいと考えますが、この部分への対応は検討されているのかをお聞きします。

今回の一般質問は（１）高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定過程における事業所等へのアンケート結果と今後の方向性について、（２）高齢者及び要配慮世帯住宅除雪援助事業について、（３）介護支援ボランティア制度と介護人材不足への対応について、（４）医療と介護の連携について、（５）介護離職と経済への影響について、（６）交通弱者対策とコンパクトビレッジについて、以上について質問いたします。以上、演壇からの発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは桑原議員のご質問に答えてまいります。

高齢者が住みよい環境整備を

まず1つ目のこの問題であります、事業所へのアンケート結果とその方向性ということがあります。まず、南魚沼市の第7期介護保険事業計画の策定にあたりまして、介護予防、そして日常生活圏域のニーズ調査、及び在宅介護実態の調査を実施したところであります。その結果であります、将来介護が重くなった場合の過ごし方について、本当は自宅で過ごしたいと思っているが、家族に負担をかけたくないなどの理由から施設入所を望む傾向がうかがえたところであります。また、独居高齢者も大変増え続けているということから、特別養護老人ホームなどを含めた施設整備を進める必要があると市は判断したところであります。

これを踏まえまして、市内に事業所がある22の法人、ここに対しまして第7期計画における施設整備の意向の調査を実施しました。これを参考にしながら、第7期計画を策定したところであります。

次に在宅介護実態調査のほうを見ますと、介護者で働いている人はおおむね5割程度で、そのうち、働き方の調整などを行っているという人が8割弱というふうになっています。そ

うした方々のニーズ、要望に対応していくためには、夜間・日中の見守りを支援する在宅系サービスの充実というのがやはり必要だということでもあります。

また、増加している認知症対策も急務となっているということが、これは本当に数字上もわかりました。こうしたニーズに対応するために、地域密着型サービス、例えばグループホーム、小規模多機能型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備、これらの充実を図るよう計画したところであります。

また、深刻化する看護人材の実態を把握するため、市内全ての介護事業者、これは市内には 97 事業所あります、ここに昨年 5 月に介護従事者実態調査を実施させていただきまして、業務量に対する不足数というのを確認したところであります。この中で、介護職員は 77 人、看護師は 31 人、ケアマネジャーは 15 人が不足しているという結果をみています。介護職員 77、看護師が 31、ケアマネジャーが 15 人、これが不足しているという結果でありました。これを踏まえまして、第 7 期計画に介護人材確保、また育成に係る資格取得支援に向けた取り組みを盛り込むこととしたところであります。

2 目のご質問の除雪の関係であります。住宅除雪のこの援助事業につきましては、高齢者世帯、障がい者の皆さんの世帯、また母子世帯などの要配慮世帯であって、要件に該当するという世帯を対象としています。ご存じのとおりであります。現在の要項は平成 26 年度のあの豪雪を受けて翌年度に見直したものでありまして、自然落下式屋根の家の周りについて、条件つきですけれども、排雪のこの経費を対象に追加をしてあります。

また、対象者は低所得の高齢者の方々や、また要配慮世帯というふうにしておりまして、ご親族からの支援を受けられるというような方につきましては対象としておりません。限られた財源の中ではありますが、今後も、これは市の単独事業として継続したいと考えております。

なお、この事業では民生委員の皆さん方から大変重要な役割を担っていただいております。10 月に対象世帯を訪問して、いわゆる市のこの制度の説明をお伝えいただき、そして申請書を配布、または回収もしていただき、12 月以降は地域内の状況を確認して、必要に応じて除雪実施の助言などもいただいているところであります。大変ありがたいことであります。申請者の負担を軽減すること、また制度の周知、これに努めていただいていることに対し、この場を借りますが、本当に改めて感謝を申し上げたいと思っているところであります。この方々なしには守れないという状況であります。

3 目のご質問の介護支援ボランティア制度の問題であります。平成 30 年度から開始予定の介護支援ボランティア制度は、ボランティアの受け入れ可能な介護福祉施設などに登録をした 65 歳以上のボランティアの皆さんが支援活動を行うという形です。ボランティアを行った際にはポイントを差し上げるといいますか、付与し、ポイントに応じた謝礼を支給をさせていただきます。ほかの市での成功例などがありまして、そういうものを参考にさせていただきながら、介護にかかわるボランティアの皆さんの育成を図っていきたい。これからの時代、これがどうしても大変重要なところになってまいるかと思っています。

これらの皆さんが活躍をすることによって、施設職員が介護に当たる時間をやはり確保ができる。そして、ボランティアの皆さん自身は、そういうことによって、自分自身の介護の予防をそういうことにも図るということで、地域でのつながりというものも深まっていくことを、これは心から期待するところであります。

さらに言えば、この制度で終わるというだけで、よくここで申し上げている、大きな世代の人数のお年寄りの増えていく波というか、山を越えることはなかなか難しかろうと思っ
ていまして、この制度にまずは端を発して、これからのさらなるまた進化を図っていくという
ことが非常に大事だと思っています。

4つ目の医療介護の連携であります。現在、市の地域包括ケア連絡協議会、それと南魚沼
地域在宅医療推進センター、ここを中心に医療と介護の連携推進の事業を行っています。平
成29年度、本年度には、多職種、いろいろな職種の皆さんが参加する研修会を開催をし、大
変大勢の皆さんから参加いただき、情報共有を図ってまいりました。医療と介護の両方必要
とする状態の、やはり高齢者の方々、この住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後
まで続けることができるように、更なるサービスの向上に努めてまいりたいと考えていると
ころであります。

介護離職と経済への影響、5つ目のご質問であります。国が示しました第7期の介護保険
事業計画、この策定における基本的な指針というのが、介護離職ゼロに向け、介護をなが
ら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備を国は求めています。少子高齢化が
進む中でどの職種においても、ここだけに限らずですけれども、人材の不足というのが大変
大きな問題であります。

社会的にも必要な人材がこの介護ということだけで離職を余儀なくされるということは、
経済的にも大変大きな損失ということでもあります。そのため、この介護サービスの基盤整備
というのが本当に大変重要なことであることは当然間違いありません。この人材不足はより
深刻となっていますので、市といたしましては人材確保に向けた取り組みに力を注いでいく
とともに、国や県にもさらなる支援を、これは当然働きかけていきたいと考えていると
ころであります。

6つ目のこの交通弱者とコンパクトビレッジですが、認知症の高齢者の方々による、世間
を騒がせているといいますか、重大な交通事故の報道が増えてきています。運転免許証返納
制度のこの動きが加速しています。こうした中で国のほうでは、総合事業の中の訪問型サー
ビスDとして、地域における交通弱者の移動問題の解消——かたい言い方ですけれども、交
通ですね。足のこの解消に向け、デマンド型交通や地域助け合い型の移動サービスの取り組
みを進めています。この議場でも盛んにいろいろなこの議論が出てまいります。南魚沼市と
しましても、この地域で取り組み可能な手法について検討を進めていかなければならないと
考えております。これはさまざまなお話をしておりであります。

コンパクトビレッジ、小さな拠点づくりといわれているこのコンパクトビレッジでありま
すが、この検討についても第7期計画に掲げています。内容としましては、福島県の伊達市

で行っている「中山間地でひとり暮らしの高齢者に対し、まちなかの高齢者専用共同住宅への住みかえることにより、歩いて買い物をして、生活できることを推奨するコンパクトビレッジ」ちょっと長くて済みませんでした。コンパクトビレッジこの取り組みを非常に参考にさせていただいているというところでもあります。こうした取り組みを実現していくためにも、地域包括ケアシステムの構築、そして、市の総合計画と一体となった検討を進めていく必要があると思っております。なかなか一朝一夕ではありませんが、前を向いて頑張ってみりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 高齢者が住みよい環境整備を

6点あげていますが、私の納得した答弁が幾つかありまして、そういうところは早くとばしていければと思っておりますが、まず、アンケートの結果をどう生かすかというところで、すごくいい回答を今、得ました。やはり皆さんは家庭で、家で過ごしたいというのはあるのですけれども、どうしても家族に面倒をかけたくないというところで、施設の増が必要というそういうアンケートに、前向きな考えを持っているというところは、非常によかったかなというふうに思っています。そこをやはり負担が増えないような計画をもって進めていただければいいかなというふうに思っています。

ここで私が大事だと思っているのは、現行の計画は本当に総合計画に整合性のあるものでやっているというふうに思っていますので、新たな計画も当市の総合計画にしっかりと整合性を持たせた中で、福祉の仕事も市の成長につながるような取り組みになっていければいいかなというふうに思っております。

介護従事者というか、施設の事業者に対するアンケートのところに移りたいのですけれども、ちょっとケアマネさんの不足というのは、今15人必要だということで、私はちょっと気になったのですけれども、ケアマネさんがなぜ不足しているかというのを、どのように認識しているか聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 高齢者が住みよい環境整備を

本当に不足する職種だと思います。これにつきましては担当部課長のほうから答えさせますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 高齢者が住みよい環境整備を

福祉施設でのケアマネジャーの不足部分につきましては、ケアマネジャーの資格取得のための試験の合格率というのが20%弱かと思っております。こういった状況の中で、また経験年数も有する職種なものですから、介護職員になってすぐその資格を取得するというのは非常に難しい状況にあります。そういった中で事業所は確保のために難儀もしていますし、その人材の育成というものを行っているところです。そのやはり基本的なものとしては、全体的な介護職員の不足というものがあるかと思っておりますので、そこを補充することによりまし

て、事業所の中でケアマネジャーを育成していくというところを進めていっていただくように考えているところです。以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 高齢者が住みよい環境整備を

今の答弁で納得できたのですけれども、合格率が非常に厳しい職種であるのですが、勤続5年でしたか、勤めない受験資格がないということで、そもそもこの介護職を続けられなければ、ケアマネにもなれないという現実があります。要は介護職の方の働く環境をいかによくしていくかというところを頑張らないと、ケアマネも増やすことは到底できませんので、そこら辺の意識をもって、市のほうでも認識をもって取り組んでいただければと思います。

1番の質問は終わります。

2番の除雪ですけれども、市長の答弁にもあったとおり、民生委員の方が非常に活躍をしてくださっているということ、私も理解しております。やはり家庭の状況が、いくら民生委員が頑張っても、月単位で家族状況が変わっているような家庭が結構ございます。そういったところに家族の方がぱっと入ってきて、収入が増えたので支援が受けられない。今までのが受けられないというようなケースが何件かあって、民生委員の方もすごい苦勞されているところがございます。

また、お年寄り同士で支え合ってきたという、除雪に関してはあって、そういった雪国特有のソーシャルキャピタルというか、雪国の助け合いという社会資本的なものが、だんだん高齢化社会になって維持が難しくなっているというのを僕も感じておりますので、また民生委員の方、今でも十分頑張ってくださいですが、さらに住民の方と話をよく聞いていい事業につなげていっていただければいいなと思っております。2番はこれで終わります。

3番は介護支援ボランティア人材不足の対応でございますが、介護支援ボランティアについては、先ほどの説明でよくわかりました。このままこの制度で頑張っていたきたいと思えます。65歳以上の方々、非常に頑張ってもらえる女性の方が多いのですけれども、介護の仕事とかはこういったまた難しいところもありますし、時間的な部分、夜間はとてもしっかりできませんので、そういった部分においても人材を、本職の介護人材を増やしていかなければならないというふうに私は思うのです。市内の求人を見ますと、毎日のように介護の求人が出ています。別の資料を見ますと大体130人ぐらい不足かなというデータも市は出していますけれども、そもそも介護不足というのは、一体どういう原因で起こっているか。これを市長がどのように認識しているかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 高齢者が住みよい環境整備を

不足している認識ですか。職種の大変さというか、これを言い過ぎると、また入ってくる方に影響してしまいますのであまり言いませんが、そういう部分と、やはり給与面とかさまざまなところではないでしょうか。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 高齢者が住みよい環境整備を

本当にそのとおりだと思ひまして、ケアマネにいくまでの間に若い人がやめてしまうという状況が、やはり大変な職種だなというふうな認識を持っています。大変な職場ですけれども、本当に今後一番重要になってくるような職種でございますので、こういった方が長く勤めて、そして家族を支えられるような労働環境になるように、また市でも独自の支援をできるような検討もしていただきたいというふうに思います。

次、4番に移ります。医療と介護の連携ですけれども、非常にもともと切り離す必要があったのか。一体的に考えるべき部分が医療と介護だと思うのですけれども、歯科検診というのが、ちょっと文言があったのですけれども、この部分で歯科のほうは一体どういうことをやるのかちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市長 高齢者が住みよい環境整備を

この点につきましては、担当の部、課長のほうから答えてもらいます。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 高齢者が住みよい環境整備を

ただいまの質問にお答えします。歯科の部分につきましては、昨年度歯科のほうでも歯科医師会を中心に、在宅への歯科に対する連携推進室というものを立ち上げまして、今まだ動きとしてはこれからですけれども、そうした形で歯科医師会のほうとも連携しながら、サービスのほうを進めているところであります。また、地域包括支援センターにおきましても、口腔訪問指導という形で、在宅のほうに赴きまして、そういった口腔訪問で健康が維持できるような方に対して指導しながら、介護予防について進めているところでございます。以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 高齢者が住みよい環境整備を

歯の部分においても、在宅で診療が受けられるというのは非常にいいことかなというふうに思っております。その一方で、在宅で歯科検診ということになりますと、設備面とか、衛生面とかという問題が当然出てくると思ひますけれども、そこら辺に対してはどうなっているのでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 高齢者が住みよい環境整備を

この点につきましても同じく担当の部課長に答えてもらいます。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 高齢者が住みよい環境整備を

ただいまの質問の点でございますが、訪問歯科診療につきましてはまだ市内では実施ができておりません。これにつきましては、やはりいろいろな課題がありまして、歯科医師会のほうとそこら辺について、今後どう対応していくかということ、これから協議していく段

階だというふうに認識しております。以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 高齢者が住みよい環境整備を

歯科検診は、非常に高齢者にとっても大事な健康の部分だと思いますので、ぜひ、推進してください。

次、5番目に移ります。介護離職と経済の影響ですけれども、先ほど市長の答弁にもありましたが、やはり介護離職が進むと経済的な影響が当然出てきますし、税収的にも影響が出て、住民サービスにもよくない影響が生まれてくるのかと思っています。

介護離職を1回私も一般質問したことがあるのですけれども、都会の問題かなと思っていたら、やはり地方も核家族が増えていまして、同じような状況になりつつあります。市の資料を見ますと、フルタイムの方、50代の方、当然年齢が上がってくるにつれて、介護離職の可能性が増えてくるのですけれども、この部分も介護職員をやはり増やさなければいけないという結論に至るのですけれども、先ほどの質問に戻るわけではないのですが、介護職を増やすための資格取得の支援であるとか、そういった部分はどういうふうに突っ込んで政策をやっていくのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 高齢者が住みよい環境整備を

新年度の予算のほうでも説明がこれから——ちょっと触れたかどうか。介護職の皆さんの確保の問題は非常に大きなテーマというふうに考えていまして、新年度でそこに、非常に手厚くというふうにまではいかないかもしれませんが、その一助となるべく補助の制度を今回創設いたしますので、これにつきましてはちょっと詳細を担当の部課長から答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 高齢者が住みよい環境整備を

介護職員の人材確保に向けての支援の方法ですけれども、こちらにつきましては、介護職員初任者研修の部分につきまして、サンテックさんの今現在もある研修がありますが、こちらへの受講料の全額支援ということで進めております。ただ、その条件としましては、新規に介護職に就く方で、その受講後に市内の事業所のほうに勤務していただく方ということで定めておりまして、そういった中で新たな介護職員を発掘していきたいということで支援制度を創設して進めたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 高齢者が住みよい環境整備を

資格取得について補助していくということは、非常にいいことかと思っていますし、市内に勤務という条件をつけたところもいいかなというふうに思っています。この部分も新年度に期待したいと思います。

最後の質問に移ります。交通弱者——弱者という言葉はあまり使いたくない部分ですけれ

ども、先ほどの市長の答弁にもありましたが、今後いろいろな問題が出てくるだろうと。やはり自主返納というのは、私の近所でもありました。本当に返納はありがたいです。もうこの方は事故を起こさないというところで、ありがたいと思った反面、ご自分でいろいろ畑もやっていましたし、基幹病院にも塩沢から行っていたという方が、果たしてこれからひとり暮らしでどうやっていくのかというのは、切実に近所で市議員をやっているところと考えると、

この部分を、当然私も年をとったら直面する問題でもありますが、本当に喫緊の課題かなというふうに思います。高齢者の足の問題ですが、この辺はやはりもう早く計画を出して検討するような状況がまた必要だというふうに思っています。交通の面、そしてコンパクトビレッジがどういうふうな計画で今、進んでいるのかというのを、もう一回お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 高齢者が住みよい環境整備を

この計画と別に私の市長としての、今いろいろ自分で考えている内容というのは、もうちょっとこれから先、果たして今のこういう考え方——今は計画でこうやってやるわけですから、またそれ以上のところが出てくるなと思うことは、常に何かいつも頭の中で考えているのです。ただ、喫緊の課題ということではありますが、交通のこの面については、この議場でも再三いろいろな話をしています。なかなかそう簡単ではなくてというものでありますが、議員のお話されている喫緊の課題であることは、本当に間違いないというふうに思います。この今これがどの辺まで進んでいるかということにつきましては、担当の部課長から答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 高齢者が住みよい環境整備を

こちらにつきまして、交通弱者の対応という部分におきましては、今、市のほうで行っております市民バスの活用というものもありますが、私どものほうで今お答えしたのは、地域支援事業の中での訪問型サービスDということでの内容になっておりますので、介護保険を使った中でのサービス利用を進めていきたいということになります。

この部分につきましては、7期計画の中でその部分をうたっておりますけれども、まだ、どういった事業所のほうが手挙げができるのか、またそういった対応ができるのかということまでは、具体的などころの取り組みまでは至っておりません。

あと、コンパクトビレッジの関係につきましても、7期計画の中でこういった取り組みも今後必要なのではないのでしょうかということでの内容であげさせていただいておりまして、この部分につきましても、まだ具体的なものとしての形が見えているということではございません。ただ今後、高齢者独居世帯が増えていく中では、こういった形で共同生活的なものをした中で、それぞれの方が見守り合うというふうな住居スタイルも1つの考え方ではないかということであげさせていただきました。以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 高齢者が住みよい環境整備を

市民バスを活用したりであるとか、訪問型のサービスの中で対応するというのは、非常にいいのかなと思います。やはり地方の方は、席があいていても、というか、どんなに混んでいても隣になかなか座らないというところがあって、タクシーよりバスを選択する自治体があるそうですけれども、やはり訪問型サービスが、今後、高齢化社会の中でどんな重要な部分になるかというのは、大体予想もつきます。ですので、予算を確保した中で検討していただきたいと思います。

また、コンパクトビレッジというのが、今答弁にもあったように、高齢者の足の問題とやはりかかわってくるのかなというふうに思っています。そういった中で、新たなまちづくりが、今後高齢者にとっても、地域の経済にとっても循環していけるような計画であることを非常に望んでおります。そういったことを期待して私の一般質問は終わります。

○議 長 以上で桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開は1時20分とします。

[午前12時00分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を行います。

[午後1時20分]

○議 長 質問順位5番、議席番号4番・吉田光利君。

○吉田光利君 お疲れさまです。睡眠時間6時間の吉田でございます。傍聴の皆様方にはお忙しい中、本日はありがとうございます。

1 地域コミュニティ活性化事業について

早速でございますが、地域コミュニティ活性化事業について質問させていただきます。

合併による新しい南魚沼市誕生に伴い、行政範囲の拡大、中央集中型の行政執行体制から地域衰退、地域ニーズに対する迅速な対応の懸念及び地域づくりの機運の高まりから主役は地域の皆さんのもと、平成19年モデル3地区をへて、平成20年に市内全域12地区でスタートし、事業は年々整備され、定着してきました。

市民主体にて地域の独自性を生かしつつ、地域づくり協議会の中での自由裁量が認められたきめ細かいこの事業は、地域住民にとって画期的な活性化事業で大いに評価され、今後も期待しているものであります。しかしながら、市長の施政方針で示されたさらなる機能拡大、充実のためには、交付金、地区の相互連携、後継者育成等にそれぞれの課題が考えられます。林市政での前向きな取り組み姿勢は理解しておりますが、支援交付金での基礎事業、提案事業ともに地域ごとの要望には現状の交付金ではなかなか応えられない現実があります。また、地域活動拠点支援交付金の事務委託料については、最低賃金はクリアされていると思われるが、労働時間からは決して高くない実態にあります。

市としては委託料、管理費が安いほど助かりますが、将来を担って、より地域発展に取り組む後継者育成等には少し心細い気がいたします。とにかく着実な実績、成果を上げているこの事業によって市民主体のまちづくり、地域づくりを強力に進めることが必要と考えます。

そこで林市政に以下にお伺いいたします。1、行財政改革メリットはどのように評価されているのか。2、さらなる充実拡大を図るべきと思うが、今後の事業展開は。3、12地区の相互連携と水平展開活性化が必要と思うが、どうか。4、支援交付金について増額が必要と思うが、どうか。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、吉田議員のご質問に順番に答えてまいります。

1 地域コミュニティ活性化事業について

地域コミュニティの活性化事業。まず、最初のこの行財政改革のメリットはどのように評価かということでもあります。この事業については当初、始まりは道路の小規模な修繕などの予算をこの協議会へ移行させることで、あまりいい言い方かどうかはわかりませんが、早く安く対応できる——行政よりも、そういう細かいところに目が届きということだと思いますが——ことに加えて、緊急度の判断を地域の話し合いに委ねることによって、柔軟に優先箇所に対応できることを主な目的として実施をしてきたということでもあります。地元の意見を地域づくり協議会で集約をし、解決するというところで事務の効率化を目指したものです。合併後の初代井口市長もここに心を砕いてやってきたということでもあります。

この運用を今、重ねてきている中で、地区センターを運営する基礎事業の交付金と事業を実施する提案事業の交付金、この2つがあります。地区の意思で配分できる仕組みと現在しております。また、重ねて、より自主性を発揮できるように包括的に交付金を活用することで、地域づくり協議会制度のさらなる効率化に、この間、努めてきたところであります。

平成23年度には、6年前、六、七年前ということ、平成23年度には公民館分館事業予算を部分的にここに移行させたということによりまして、地域づくり協議会と分館の融合が今、実現をしています。コミュニティ事業が地域づくり協議会に一本化されているという地域も出てまいりました。私は合併後行ってきたこの改革のメリットは、大いに大なるものがあると、大変すばらしいというふうに評価をしています。

また、今後はさらに大きなテーマであります、地域のお年寄りの人数のだんだん増大してくる問題とか、さまざまなことにこの地域の協議会、コミュニティというのが大変重要な位置を占めてくるだろうと考えております。今後も地域が主体となったほうが、効率的に実行される事業こういうものに対しましては、予算の移行を行って拡充をしていきたいと考えております。

2つ目のさらなる充実拡大ということでもあります。先ほども、今ほど答弁をいたしましたとおり、地域が主体となったほうが効率的に実行される事業に関しては予算の移行を行っていきたい、そういう考えを持っています。具体的なことで言いますと、公民館の分館事業に関しては、分館長制度も含めて、地域づくり協議会に融合できないかさらに検討してまいりたいと考えています。

分館事業は分館長、また分館協議員、これらの皆さんが中心となって、まさに地域のリーダー

一となって地区の活性化を進めてくれています。しかしですが、分館事業の有無によって、これは合併前の旧町、旧3町ごとに仕組みが異なっているという現実がまだあります。地域の皆さんと協議を重ねて、よりよい形で分館事業を、この地域づくり協議会と融合していきたい。また、それによってより効果的な実施ができるものと思っています。

ほかにも、特色のある教育環境の整備とか、市全体で課題となっていく、先ほどの繰り返しになりますが、高齢者対策、また世代間の交流、今そういうものが希薄になっている時代であります。これら世代間交流、コミュニティ、その地域社会そのものの維持などでも、地域が主体となって地域の特色を生かした、この事業の実施化が可能なものから拡大をしていく。決して先細りをさせるというつもりは全く持っておりません。

3つ目のところであります。12地区の相互連携、また、水平展開の活性化の問題です。平成27年度からですけれども、広域的または先駆的な、先駆けた形のモデル的な取り組みを行う事業を対象とした枠をつくりました。これをパイロット事業交付金、こういう枠を今、設けています。地区の自発的なその動きを誘引するといいますか、活性、活発にするためにリーダー的な地区も必要であるということから、この事業を実施しています。他に先駆けた先駆的な活動、これらはそのほかの地区も引っ張ってほしいということです。地区を越えた連携事業として一体的に活性化していきたい。要するに個別ではなくて、周囲とも一緒になってやっていくような事業としてやってもらいたいということです。

まだまだ取り組みは少ない状況でありますけれども、一例をちょっと申し上げますと、大和の地域で浦佐地区を中心に、フットパス——フットパスはご存じだと思います。フットパス事業で広域連携を模索して、今、考えてもらっています。このフットパス事業のみをほかの12、全部に広げていくと、そういう考えではなくて、将来的にこういう取り組みの事例を広域連携のモデルとして、ほかの地区でもいろいろなその広域連携事業を実施していただく、そういう牽引役になっていただきたいと考えているところです。こういうパイロット事業交付金というものもあります。

それから、12地区の地域づくり協議会の情報交換の場、これは今までわりとそういう連携がちょっと少なかった。全体会議というのが、これまで年1回だったのですね。これは会長、その協議会の会長さん、そして事務長の会議というものしかありませんでした。が、今年度、平成29年度はより実務的なそういう内容の事務長会議というのを開催しております。その事務長さん方から発起人になっていただいて、自主的な情報交換の会議というのも今、設立をされているところであります。より連携が密になってきた、また、情報交換等が密になってきた年度に今年は当たるのかなと思います。まだまだこれを高めていきたいということです。市もそういった活動に対しまして全力でこれを支援していきたいと考えています。

4番目、最後の支援交付金の増額が必要と思うということです。極めて重要な問題だと思います。この制度の開始の当初から少しずつですけれども、事務事業の移譲、市から、その地域への移譲といいますか、この事業はそういったものをやりながら事業費を拡大させてきたのです。最初の、始まりよりも増えていっているわけです。またいろいろな、先ほど議員が指摘

されたような増額の要求というのもこれは頻繁に来ているわけですね。拡充の要望があることは非常に理解をしています。ただし、限られた財源の中でなかなか今までやってきているこの交付金を単純に増額するという事は、現在なかなか難しいというのが実情です。

ただ、基本方針であります地域主体のほうが効果的かつ有効な事業、これについては受け入れる地域づくり協議会が、その皆さんが処理できない、負担が多すぎるということではいけないわけですが、可能な限りのそういう状況、それを勘案させていただき、またはさまざまな要望があります、これらを踏まえながら検討して、現在の予算額をまたさらに増やしていきたいということは考えているところであります。

このためにどういうことが考えられるかということで、ちょっと私の持論を申し上げます。これらを実現していくためにどういうことが必要か。まずはやはり、自分たちの地域で考えて、活力を生むための稼げるそういう仕組みも考えてもらいたい。そういう方向性が出てきてほしいと思っています。みずから稼ぎ出すというその発想を形にするという意味で、独自財源を確保すること。これがまさに私はふるさと納税でこれが実現できるのではないかと、この場でも多分、前にもお話をさせてもらいました。地域産品を返礼品とする、そういう主体となるそれらをつくり出すのが、その地域の協議会とか、そういう皆さんでできればあってほしい。

自立性の高い取り組みも重要だと思います。こういう活動を通じて地域づくり協議会そのものがやはり今以上に成熟をしてくるでしょうし、今後近い将来に、どんどんと期待される部分が大きくなる。そこにも応えていく1つにはなるのではないかと。ふるさと納税の部分で、できれば例えば市に残る、その部分を頑張った地域づくり協議会の皆さんのところに、ある程度一何ていうのですかね、分配をしていくといえますか、そういうことで独自財源をつくり出すということ。これがすなわち地域のためになるということも含めて、私は皆さんの理解を得られるのではないかと、このように思って、制度づくりに何とか歩み出したいと思っています。

○議長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 地域コミュニティ活性化事業について

市長のお話の中で、今後も成長をにらんだ活動をし、展開をかけるというお話を聞いて安心いたしました。何点か質問させていただきたいのですが、私の質問の中で、成果はどうかというお話をさせてもらったと思うのですが、その中で市長のほうから、地域に展開することによって早く、安くできると。私はそのとおりだと思うのですが、実際に今まで本庁、各部門でやられたことが地域に委託することによって原価は安くなるわけです。それにボランティア活動も加味するわけですから、非常にコストメリットが出ると思うのです。人的パワーのメリットも出ると思う。それと、この事業は行財政改革的な意図もあると思うのです。

要するに財政を切り詰めると、削減するという意味で節約するという目的もあると思うのです。地域活性化と行政改革ということも2つあると思うのですが、その辺で質問したいのですが、具体的に今まで地域活性化事業でやっていたら、なかったら100万円かかっていたのが、この事業によって例えば70万円になったと。というような検証ですね。そういったこと

がやられているのか。もしくはデータがあれば、シミュレーションがあればお聞かせいただきたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域コミュニティ活性化事業について

私も地域づくり協議会の役員を長くやりました。確実にそういう点が出ていると思いますが、それはちょっと担当のほうから、ちょっと事例などもあったり、あと全体的なことをちょっと答えさせたいと思います。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 地域コミュニティ活性化事業について

今ほどの財政的な切り詰め効果といいますか、そういったことだということですが、これはこの議場のほうでも問いただされたことがございましたけれども、地域のほうで、地域の皆さんが汗をかいて、原材料程度の支給で賄っている事業の多いところというのは、これは非常に少しの予算で広いいろいろな事業ができていますかと思えます。一方、そのときも問題になったのは、業者さんに発注する、そういう事業が多いところは、これは私どもが直営でやるよりも経費は安いですが、なかなか経費も上がっていないのかなということがございます。

先ほど市長のほうの答弁の中にもございましたけれども、地域の皆さんの事務量的にこなせる量かということ。これは発注業務も含めて、日にちを決めて地域の皆さんに集まっていたというような手配も含めて、実際の事務量というのは多大なものがございますので、そういった部分も含めて実際に対応できるかどうか。これは申し上げましたとおり、全て地域の方が業者さんに発注するのであればメリットがあまりありませんので、その辺は地域の皆さんが知恵を絞っていただくということでございます。具体的な事例につきましては、毎年度報告をいただいておりますが、ちょっと今、手元にあげられるものが具体的にはございませんので、この辺でご容赦いただければと思います。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 地域コミュニティ活性化事業について

今ほどのとおりかと思うのですが、やはり、行財政改革というのをうたっているわけですから、その辺は追跡、検証するのは検証できるような形をぜひお願いしたいなというふうに思っています。

次に、事業展開のお話の中で、市長のほうから非常に前向きなお話をいただきました。僕も同感でございまして、ただその中でお聞かせいただきたいのですが、例えば地域づくりの自立、生産性というものがあると思うのですが、その中でふるさと納税のお話が出ました。確かに例えば私は五十沢ですが、五十沢独自の、五十沢ブランドですか、そういったものを地域づくり協議会を拠点にして、発展させて、今言ったようにみかえりもあると、リターンもあるというようなことは大賛成ですが、あと例えば、地域コミュニティの事務局で地域の事務の請負をすとか、あるいはチラシの配布を有料でやってやるとか、ということをやれば、その辺

の財政的にも豊になるし、非常にいいとは思っています。僕は思うのですが、ただ、コミュニティ活性化事業の実施要領に抵触するのかなどか。そういったことが、営利として考えられるのかなどかというのがちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域コミュニティ活性化事業について

その点については、ここであまり軽々に言えない部分もあるのかなと思っていますが、そういうことも私はやっていけないのではないかなと思っていますけれども、これについてはその細かいところまでちょっと私分かりません。ので、担当のほうからちょっと、今ほどのご質問のところは答えさせたいと思います。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 地域コミュニティ活性化事業について

この点につきましては、規模にもよるかと思えますけれども、実際に地域の団体の事務を受けていらっしゃる場所もあります。それは受託料という形で収入を得ているということでございますが、それを入れて、実際には地域の皆さんのほかの負担も合わせて全体が運営できていると。そこで利益が出るというような計算にはならない範囲でやっていたらというところでございます。

それからふるさと納税の営利の関係も、それはこの中でこれから整理しながら、実例を踏まえながら検証してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 地域コミュニティ活性化事業について

確かこれは、地域コミュニティ活性化実施要領に第7条に何かうたわれているところがありまして、ちょっと僕は気になったものですから。今ほどのご説明をいただいたので、ちょっと安心したのですが、ぜひそういったことも自由度を持たせて、活発化させて自立させながらより活性化を進めるということ、ぜひお願いしたいというように思います。

次に、地域の連携というお話がありましたが、その中でやはりモデル地区をつくって、お互いにいいのは見習うということは大賛成ですし、またそういうことを執行部のほうとしてもぜひ指導をいただいて底上げをかけるということ、継続的にお願いしたいと思います。

市長のほうから今まではトップだけのあれだったと。今度は事務長もやっているというような連携もやっているということなので、さらに裾を広げて成果発表会をやるなり、そういったことをぜひ提案したいなと思っているのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

その辺、今、年2回くらい、1回とか2回という頻度なので、それはいいか悪いかは別ですが、まあ中身だと思いますので、ぜひ活発化していただきたいというふうに思います。

支援交付金についてですが、まず簡潔に質問をいたしますけれども、地域活動拠点支援金というのがあると思うのです。この辺のもしくは物差し、計算基準というのがあったら教えていただきたいのですが、よろしくお願ひします。

○議 長 市長。

○市長 1 地域コミュニティ活性化事業について

その点につきましては、担当の部課長から答えさせます。

○議長 長 U&I ときめき課長。

○U&I ときめき課長 1 地域コミュニティ活性化事業について

こちらのほうの先ほどのご質問は活動の拠点の支援交付金ということでございますので、その開始当時からの考え方をご説明申し上げます。

まず1点目が事務局の運営費ということで、こちらのほうが160万円程度の基準が基礎額となっております。2番目が配送業務というような形で各地区の市報の配布というふうな形で算定しているものが、約1地区20万円程度。あと地区センターの事務経費というのがございまして、こちらのほうも1地区20万円程度ということになっておりまして、こちらのほうが鍵の管理ですとか、コピー等、あとファックス、そのようなことを算定してございます。あと4番目が加算額ということになります。こちらのほうが先ほどお話を申し上げました分館があるなし、そのような形でちょっと各地区ごとに違うのですが、その旧町ごとのものを是正するというふうな形ではなくて、一部残っているというふうな形でございます。ですので、分館事業の関係の経費が若干各地区によって違うというのが、大体の考え方を基礎的な経費ということになります。以上です。

○議長 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 地域コミュニティ活性化事業について

私の聞かせていただきたいことは、いわゆる事務管理費というか、事務長等の地域づくりの中から多分お給料が出るのだと思いますけれども、そういった給料の計算のベースが、今、本庁でこの事務をやったらどのくらいの人工が、負荷がある、時間があると。だからこのくらいの交付金というか、支援金を出すのだという何か根拠があって幾らだというのが出ているのだらうけれども、その根拠だけ教えてもらいたい。わかればいいのですけれども。そういうのがあってなのかどうか。今の現状の負荷に整合性があるかどうかに関係しますので、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 1 地域コミュニティ活性化事業について

引き続き担当の部課長に答えさせます。

○議長 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 地域コミュニティ活性化事業について

ベースといいますか、当初検討した中では、臨時職員程度というようなものでございまして、それが大体ですと150万円程度だったと記憶しております。ただ、この辺も、地区によってばらつきがございます。その地区によって支給の方法も、それから金額も違っている。それ自体も地域の皆さんの話し合いで決めていただくという形になっているということです。あくまでも今のは私どもで額を算定する際の基礎の数値として、実際に地域で運用する額はまちまちという形になっております。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 地域コミュニティ活性化事業について

わかりました。実態はいろいろヒアリングする中で見ると、多分にボランティアの部分がかなりあるというふうに私は受けとめています。そういった中で事務関係の労務費、管理費含めて、これではやはり年金をもらいながらやる、ほかに副収入の手段があるからやるということしかなかなか成り立たないと、成立しないというのが実態ではないかという気がしています。

そこで、際限なくどうだこうだということはないのですが、この辺をぜひとも理解していただいて、やはり地域づくり、地域が元気にならなければ、まちは元気にならない。市は元気にならないというふうに考えていますので、そこに若い人たちが立候補して、「よし、やってやるぞ」という形にやはり待遇とか手応え、そういうものがあるものでなければ新しい人材は確保できない、有能な人材は確保できないというふうに思っています。先ほどの冒頭に言っていた交付金の増額はどうかという話につながるのですが、その辺は今の実態を含めて市長、どのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域コミュニティ活性化事業について

今すぐここで、おっしゃるとおりだ、すぐやろうと言ってみたいところですが、なかなかちょっとまだそこまでは難しいかと思えます。ただ、いろいろこの議場でもお話をさせていただいているような、近い将来その12の地区で、やはりもうちょっとこの地域コミュニティがきちんと拡充といいますか、体制が強化されないと、多分、お年寄りの大変多くなってくる問題とか、地域を見守る問題とかに対応できないのではないかとすることは常に考えていまして、そういう状況の中で今、吉田議員がおっしゃるそういうところに向かうべきなのかどうか。まだ、ちょっと私は頭の考えが定まっておられません。まだ庁内もそうだと思います。今のところはそういう状況でやっているということでもあります。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 地域コミュニティ活性化事業について

なかなか財政が厳しいというのは十分理解しています。際限ある財源ということも理解しています。その意味でも、先ほどお話した自由度ですね、自立する自由度とかそういう選択肢を広げるといことは大事だと思うのです。これは早急に進めなければいけないと思うのです。制約、制約だけではなく、規制、規制だけではなくて、先ほど言ったような形で、ふるさと納税を含めて機能を持たせて、そこの地域をより自分たちで発展させられるという仕組みを、やはり導いてやらなければいけないと思うし、やる気をつまむようなことではなくやっていけば、今言った、交付金が少なくても豊かになれるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひ、お願いしたいという気がいたします。この辺はどうでしょうか、今後取り組みについてお考えはありますでしょうか。先ほど言ったこの自由度ですね。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域コミュニティ活性化事業について

ふるさと納税ばかりを言ってしまうっていますが、ふるさと納税に限らず、そこに限らないで聞いてもらいたいです。話を聞いてください。

例えば先般、私はちょっとういっただのをつくって、例えば話していてもイメージがなかなか皆さんがわからない。それぞれ12地区の皆さんですね。なので、例えば俵とか、今回3月3日の福餅撒与の何ていうのですか、奉納されるやつには、俵をみずから地域の皆さんが編んで、その中に餅が入るわけですけども、これらをあげていますよね。例えばああいう俵を見たときに、これはふるさと納税とか、ふるさと納税ではない特産品として何かできないのだろうかと思いがあって、ある方にお話をしたら、3日後に俵をつくってきてくれました。もうちょっと小さいやつですね。今、市長室に飾ってあります。後でござんください。

例えばそれを、そういったものを地域の皆さんでつくる。これから、先ほどから言っているようにお年寄りが増えてまいります。そして、お年寄りがなかなか外に出たがらない、引きこもってしまった場合には、例えば介護につながるとか、いろいろなこととなります。なので、やはり張り合いを持って外に出てきてもらう。その拠点として、ただお茶飲みをしているといっても、張り合いになるかどうか。私はそういうことを手作業も含めて、また自分たちが昔培ってきた技術の継承も含めたり、そういう中でやっていくものではないか、それを地域でやっていくという、その核になる一番ベースがやはり地域づくり協議会では今ないのかというふうに思っています、これは決して俵だけをつくれとかではない。しめ縄もあるかもしれませんし、さまざま、12の地区には学校田もありますよね。学校田でただお米をつくっているだけではなくて、違うものをつくることも可能なわけであったり、お米でもいいですけども。そういうことも含めて、さまざま取り組みのベースになり得る、将来を見たときに、そういうことを考えています。そういうことが拡充されていった暁には、給料ベースも含めてちゃんとした職員が必要ではないのかとか、そういうふうに話が進んでいくのだろうかというふうに思っております。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 地域コミュニティ活性化事業について

わかりました。この事業については今回の予算が7,143万円ですか。一般会計300億円とすればコンマ二、三%くらいの比率です。これが良し悪しは別ですけども、ざくっと自分考えれば、せめて0.5%くらいはね、という感じがします。12地区1,000万円を狙いたいというのが本音でございますが、今言ったような規制を緩和して、自由度を持たせて、生産性を持たせて、一緒になって発展させればなというふうに思っています。

2 婚活支援について

それでは、第2項目目を質問させていただきます。次に婚活支援について質問させていただきます。地域の声としては、婚活支援は何とかならないか、市としても真剣に取り組んでほしい、との声は少なくありません。婚活が幸せを呼び、全てにわたって活性化の芽がわくと思えます。プライバシーにかかわる個人情報的にもデリケートな課題であるが、南魚沼市総合戦略の中で結婚の希望をかなえる支援において、民間企業や市民団体と連携により婚活をサポート

する体制づくりを推進するとなっているが、いまひとつ活動が伝わってこない現状であります。そこで林市政にお伺いいたします。

1つ目、現状の取り組みと成果はどうか。2番目、担当部門に専任等を設け、積極的に取り組むべきと思うがどうか。以上、質問いたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 婚活支援について

登壇します。それでは、吉田議員の2つ目の項目の質問、婚活支援。まずは1番目の現状の取り組みと成果であります。婚活をサポートする取り組みとしては、今、南魚沼市と湯沢町この2つで構成している南魚沼地域広域計画協議会というのがあります。先般もこの会議がございましたが、ここにおいて商工会の皆さんや民間事業者の皆さんにこの事業を委託して、広域ミーティングパーティーというのを実施しています。行政がかかわることによってその参加者にとって、安心できる男女の出会いの場ということを感じていただき、民間のノウハウを活用させていただく中で、その体制づくりを行っているというのが現状です。

また、ほかにもありまして、魚沼地域定住自立圏、これは2市1町ですね。湯沢町、魚沼市そして私ども南魚沼市、ここにおいては各市と町が開催をします結婚支援のイベント情報というのをそれぞれ共有させてもらっています。湯沢町の部分も我々がわかる。逆もあるということですね。共有させていただいています。相互に参加者を受け入れるという体制づくりを、今、進めています。

これまでの成果ですけれども、前段の広域計画協議会、この事業では過去5年間で12回のイベントを実施しました。結果、39組のカップルが成立をしたと伺っています。成立割合が5割を超えているということから、一定の効果があつたと認識はしています。ただし、近年はその場で相手を決めるのではなくて、まずは友達づくりを行うというようなイベント。また、結婚に向けて自分を磨く準備段階というのですか、そういうイベントが好まれるという傾向があるそうです。そのために平成29年度、本年度は、ミーティングパーティーのほかに市内8か所の居酒屋さんを会場としたこの名前が、「愛席居酒屋」——あいは愛するの愛に、席はシートの席ですね——愛席居酒屋というのを実施しまして、ご存じかと思えます。男女の出会いの場を提供しています。

加えて、結婚への意識を高めるセミナーを、湯沢町、南魚沼市を会場に複数回実施をしているところであります。先ほどの定住自立圏の取り組みで言いますと、イベント情報の相互の発信のほか、県が実施しているこの個別マッチングシステムというそうですが、ハートマッチにいがたというのがありまして、ここの臨時登録窓口というのを3月3日に当市内のホテルオカベさんで開催をしたところであります。臨時登録窓口については、定住自立圏内で持ち回って、定期的開催する予定としているので、これらも情報発信に努めてまいりたいと思っております。

結婚に結びついた人数などを数値で示すということはなかなか難しいことではありますが、今後も当事者のニーズを捉えながら、これらの取り組みを進めてまいりたいと考えているところ

であります。

2つ目の担当部署に専任などを設けるということではありますが、現在その婚活関連事業というのは、兼務の体制で行っています。専任はおりません。今後も現行体制、今の体制を維持しながら当事者のニーズを捉えて、民間事業者などとやはり連携して取り組んでいきたいと考えています。これは民間のほうが、こうした事業のノウハウというのは、やはり行政そのものよりも高いというふうに思っていますし、ノウハウもあります。より効果的な事業運営が可能であるからということでありまして、専任職員がいないからといって積極的に取り組まないというわけではありません。ご理解をいただきたいと思っております。

今、婚活イベントとかに参加をしていることを知られたくないという人も多いです。知り合いが少ない、自分のことを知っている人が少ない、近隣の自治体やちょっとこの辺で言えば例えば長岡というような大都市圏といいますか、そういったところで開催されるイベントに参加をするという方も増えている。いろいろなことがやはりあるのだなという思いの中ではありますが、結婚していただかないとなかなかその先も、人口の問題とかいろいろなものがあるわけでありまして、ぜひ、進めてまいりたいと思っております。以上であります。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 婚活支援について

非常にデリケートな問題ですから、難しいことは重々承知しているのですが、あえて聞かせていただきたいのですけれども、差しさわりがなかったら結構ですが、今、市として未婚の対象者は大体どのくらいのパーセンテージというか、どのくらいいるかというデータというのはあるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 婚活支援について

担当の部課長から答えさせます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2 婚活支援について

ここの議場にちょっとデータを持ってきておりませんので、後ほどお伝えいたします。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 婚活支援について

実は私、何でこのような質問をさせていただいたかというのには背景がありまして、私自身、自分で調べてみました。驚く数字が出たのです。ある企業ですけれども、調べたのは、231名です。対象231、男性が85、女性が146。これは塩沢、六日町、大和地区の全部バランスが取れているのですけれども、ちょっと会社そのものに隔たりがあるのかもしれませんが、偏重があるのかもしれませんが、驚くべき数字です。

まず、男性のパーセンテージを見ますと、未婚率ですが、20代は男性が77.8%、30代が86.7、40代が63.6、50代が58.0、平均65.9です。これは男性ですね。女性——これはお断りしますが、1回結婚して離婚された方も独身というふうに、未婚というふうに数えているのですけれど

ども——女性が、分母は146ですが、20代が57.1%、30代が26.8、40代が27、50代が17%ということで平均28.1なのです。全部勤め人ですけれども、その背景はいろいろあるので一概にこれがどうのこうのと言いませんけれども、サンプリングで女性が28.1、男性は65.9が未婚なのです。話半分でもとんでもない数字だなというふうに理解しています。いろいろ私は思うのですが、これはすごいなというふうに思いました。

南魚沼市全体に言えることですが、インフラの整備とか助成金がどうだとかいろいろありますけれども、とにかく婚活なのです。結婚がかなえばその人も幸せだし、その地域も元気が出るのです。「嫁取り」と言っていますけれども、嫁取りになると地域みんなが出迎えてお祝いして、新しい仲間が来たということになるではないですか。嫁やりにしてもそうですが。

そういったことで、果たして行政がそんなことに真剣に取り組まなければいけないかというジレンマはありますけれども、でもこれはこの数字から言うと非常に深刻な問題なのです。最重要課題だと思っています。環境がどうだ、税金がどうだ。いろいろなことの課題はありますけれども、一番の課題は僕はここだというふうに強く認識したのです。それにはやはり、まず汗をかいて行動なのです。

それはやはりいろいろデリケートな問題で難しいことはあるかもしれませんが、市が真剣でまさに行政がやるべきかなというように私は感じました。なぜなら、市が窓口、あるいは市が中に入ることによって信頼感、安心感ができるのです。そういうことで、市としても例えば登録制度を入れるとか、市報にどんどん定期的にアピールするとか、そういった行動を示してやるべきではないか。民間のノウハウを活用するとは言うものの、そういうことが大事だと思うのです。市がやっているのだということになると、非常に安心感があります。その辺、私は思うのですけれども、市長のご意見を伺いたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 2 婚活支援について

今、非常に入ってくるものがありまして、私も持論は本当にここはすごい大変な問題だなと思っています。うちの母というのが結婚相談員をずっと長くやっけていて、なかなか腕利きでした。今はそういうスタイルがまたお節介と言われたりして難しいのです。ならばどうしたらいいのだろうという思いがありますが、吉田議員の言われている全部を、どうやってやるのかなというのを今、考えながら聞いていました。ここでちょっと答えはできませんが、多分ここは私も含めて、若者をこちらに呼び返してくるとか、そういうことと同等にこれは頑張らなければならない問題だなとやはり思っています。が、やはり先ほどの、これだけがあるわけではなくて、やはりその先には老後というものもあったりして、子育てというものもあったりして、全てがトータルでやはりきちんと推進されていかないと、結婚そのものだけが伸びるということにもつながらないというふうに思いますので、なかなか手法が難しい問題だなと思っています。結婚の問題というのは、今、お年寄りにとっても、自分の後継ぎの問題も含めて大変な問題になっていますので、心を砕いていきたいなと思います。極めてそういうふうに今、話をお伺いしました。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 婚活支援について

市長の答弁をいただきまして、心強く感じました。同じ思いだなという認識を新たにしていますが。例えば、専任を設けられないと。兼務だというお話がありましたが、まあ、当然やっていることとは思いますが、兼任の中で、先ほどの地域づくり協議会という話もありました。そういうのを連携させるとか、あるいは民生委員さんにそういうものを、まあ、条例的な内容に抵触するものがあるかもしれませんけれども、結婚相談員的な内容、その連携、そういったものにつなげるとか、あるいは商工会さんにそういう部分を設けてもらうとか、あるいは農協さんにやってもらうとか、そういったことの旗振りには、行政、市がやるべきではないのですかというふうに考えるのですが、その辺どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 婚活支援について

やはり真剣に考えなければいけないと先ほどから答弁しているのは、そういうことを含んでだと思えます。ただ1点だけ、ちょっとこれはちょっと聞いていただきたいのですが、平成29年12月に内閣府から結婚の希望をかなえる環境整備に向けた取り組みの参考指針——行政ですからかたい言い方ですが、これが出されたばかりなのです。この中のことを読んで、どうお考えになるか。私はびっくりしているのです。

1つ目、特定の価値観を押しつけない。これは今そうかもしれません。結婚、出産とか、そういう推奨することがあって、そういうことを押しつけてはいかんということです。プレッシャーを与えてもならない。

そして2つ目、多様性に配慮する。性の多様性とか今いろいろなことがあります。こういうところはあると思えますね。

3つ目、個人の意思を尊重する。要するに強制しない。

4つ目、プライバシーを守る。今これは個人情報とかと言われます。でもです、こういうことばかり言っているから、今の世の中生まれているような気がしませんですか。逆、本当に読んでいてわからなくなってくるというか、そういうこともありながら行政というのはやはりやらなければいけないというところありますから、その辺を突破していくのはやはり本当にエネルギーがいることだなと。さまざまな具体化をしていくのは本当に大変なことですが、非常に大きな問題だと私は考えています。

批判はここで直接はしませんが、非常にこれでいいのかなという思いです。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 婚活支援について

確かにそういう難しい内容があることは重々承知でお話しさせていただいていますが、最初にちょっと説明の中で、成果の中で過去5年間12回云々、それで成立率が5割という話があったような気がしたのですが、間違いならお許しいただきたいですが、すばらしい成立率だなと思ってしまして、なおさらこういうことに取り組まなければいけないのかな、という感じがし

たのですが、この辺は私の聞き間違いだったかどうかちょっと確認したいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 2 婚活支援について

このことについては直接担当している課のほうから答えさせます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2 婚活支援について

ご質問にお答えする前に、先ほどおっしゃっていた男女の未婚の人数ですけれども、私ども統計調査の人数でしかちょっと今把握ができないものですから、申し上げますと、これは15歳以上の年齢全てが含まれてしまいます。男女計で合わせて24.18%が未婚ということで、男性につきましては29.08%、女性につきましては19.60%という形となっております。これは死別または離別の方を含んでいない数字でございます。

それで、今の質問に戻るわけでございますけれども、先ほどの5割と申し上げた39組のカップル成立、これらにつきましては平成24年から27年までの数字の合計でございます。率、カップル成立数ともに間違いはございません。ただ、具体例で申しますと、こういうことがございました。坂戸市さんと友好都市を結んでおりますので、私ども坂戸市さんとのそのミーティングパーティー、これらを進めたいということで2年前から取り組んでまいりましたけれども、私どもの担当、そして受託団体の方々総勢で坂戸市さんのほうに訪れてミーティングをし、そしてやり方を決め、坂戸市さんのほうからこちらのほうに参加者においでいただいたというような事業を2年ほど続けてまいりました。

1年目は女性が10人おいでいただきまして、カップル成立数もございました。2年目も同様な形で坂戸市さんと打ち合わせをさせていただきましたが、おいでいただいたのは女性が1名というようなことで、こういった定期的な交流の中で取り組むことが非常に難しいなというのが課題として浮き上がりました。

そのときに私どもが考えたのが、私どもは例えば年間4回やる、3回やるというような目標の中で取り組みを考えていくのはかなり限界があるのだろうということと、やはり先ほど議員もおっしゃっていたプライバシー、デリケートな問題、これを守れるような民間事業者。民間事業者のほうは年間100回とか200回という回数の中をこなしながら、当事者のニーズというのを十分把握している。そういった中でそれらの意見を聞きながら受託事業として行うのは1つの手だなということで、平成29年度、そういったところにつきましては委託事業という形で、年間かなりの回数をこなしている事業者の方に委託をしたというような状況でございます。

このメリットにつきましては、先ほど申し上げたとおり、当事者ニーズをわかっているというのと一緒に県との連携、そういった体制づくりも考えて視野に入れてのことでございまして、県の委託事業を受けているような事業者も含めて、私どもも事業化していくことで県との連携も図られていくものと思っています。

県につきましては2つ大きな施策がございまして、1つは、「あなたの婚活応援プロジェクト」というのが1つ、それと先ほど市長の申し上げた個別マッチングシステムの、「ハートマッチに

いがた」、この2つです。冒頭の前者の事業につきましては、私どもで行ったミーティングパーティーのほうもこちらのほうに掲載をしていただきながらより広域的にプライバシーが守れる範囲の中で実施していくというような状況となっておりますので、これからもこのような体制の中で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 質問総時間が10分を切りました。まとめに入っていただければありがたいと思います。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 婚活支援について

いろいろな民間連携の中で取り組んでいることが十分わかりました。1つだけお話しして終わりたいのですが、先ほど市長のほうからいろいろなデータ的な内容はありました。こういう難しい問題があるのでというのは十分理解しているつもりですが、やはりこの南魚沼市はやはり田舎町ということもありますので、一概にそれに当てはまらないという部分があります。いろいろ私も調べる中で、非常に成功している民間の婚活事業プロデュース等があるのですが、その話を聞きますと、一番の課題はやはり、未婚の特に男性だと思うのですが、おとなしい積極性に欠ける人の未婚率が高いのだそうです。そういうことによってある程度、民間でもよし、官でもいいのですが、そういう機会、プロジェクトをつくることによって、仕掛けをつくって強制的に出会いをつくってやるのが大事なのだという話をされていました。いやなるほどなというふうに思いました。

束縛されていない、こうしたくないというのも今の世の中ですから、結婚したくないという人も当然あると思うのですが、先ほどの私が冒頭に言ったデータから言うと、やはりまだまだ次元が違うなというのを私は実感していますので、ぜひとも、民間活用で積極的な活動をやっているというお話を聞かせていただきましたので、さらに私ども一緒になって取り組みたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 以上で吉田光利君の一般質問を終わります。

質問順位6番、議席番号8番・永井拓三君。

○永井拓三君 傍聴者の皆様、ありがとうございます。少し声がガラガラ声になっておりますが、お聞き苦しいかもしれませんけれども、しっかり聞いていただければと思います。

本来は雪国魚沼ナンバー、それとスキー場のシーズン券ということで2問通告しておりましたが、3月2日の雪国魚沼ナンバーの協議会において雪国魚沼ナンバーの取りやめが決まりましたので、質問が成立しなくなったために、大項目1問での一般質問といたします。

一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

雪国魚沼ナンバーに関しては、シビックプライドがまだ醸成されきっていないというのが、結果に少なからずあらわれたのではないかというふうに私は感じております。これらの私たちの住んでいるような多雪地域の生活の優位性、一方での劣位性、しっかり考えていくよい機会を得たのではないかなというふうに感じました。

それでは、通告どおり一般質問を始めます。一般市民向けの市内スキー場シーズン券につい

てです。今、南魚沼市は生涯教育に力を入れていくということを明言しております。特に多雪地域の南魚沼市ならではのスポーツであるスキー・スノーボードはその生涯教育には欠かせない存在であることは言うまでもありません。一方でそのスキー・スノーボードを経験する機会は昔に比べて本当に多くなっているのかどうか。地方創生が叫ばれる昨今、地域特有のスポーツを地域住民が日常のようにすることで地域は活性化し、そして、二次的ではありますが観光収入につながるものというふうに考えられはしませんでしょうか。そこで、以下のとおり質問いたします。

1、子供がいない市民に対しても、市内スキー場共通シーズン券を購入する機会は与えないのか。2、生涯教育とスキー・スノーボードのかかわり合いについてです。

以上、壇上からといたします。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、永井議員のご質問に答えてまいります。

一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

一般市民向けの市内スキー場のシーズン券の問題であります。12月の定例会でもお答え申し上げたところでありますが、市内10か所のスキー場を有する大変この地の利を生かして小さいころからスキーまたはスノーボードなどに親しみ、生涯にわたっての健康増進につながればというふうに考えまして、市内スキー場共通リフト乗車証を発行いただいて、現在いるわけあります。

これは南魚沼市スキー場協議会にご協力をいただき、市が一部を負担して高校生以下の児童、それから生徒と小中学生の保護者に発行しているものです。ご存じだと思います。値段もご存じだと思います。負担は1万円個人負担をしていただいて、そのほか2,000円を市から助成をしているというものであります。保護者は3万円ですね。2人目からは1万5,000円になります。

この制度を一般市民向けに拡充、拡大するには、まずはこの協議会の皆さんとの調整が必要になりますが、協議会のほうは事務の煩雑さ、そして経費の増加から、むしろ制度の縮小を望んでいるというのが現状です。現状では実施がなかなか難しいものと言わざるを得ません。

市民の皆さんにはスキー場が個別に実施している割引制度などを、私はこの件を前からよく話をしているのですけれども、もう既にシーズン券というのが割引券なのですよという言い方をスキー場側の皆さんはされます。そういう割引制度を活用いただいてスキー・スノーボードを楽しんでいただきたいと考えています。が、私もこれには思いがいろいろありまして、現状はそうだけれども、なるべく市民の皆さんが使いやすいという値段設定を市民向けに出してもらえませんか。無料というか、この子供たちほどの値引きは私はできないと思っていますけれども、多分議員もそこまでは求めていないのだらうと思いますが、向こうも経営ですから。そういうことはありますが、これは粘り強くやっていきたいと思っていますところでありまして…（何事か叫ぶ者あり）失礼しました。

2つ目の生涯教育とスキー・スノーボードのかかわりです。寒さから遠慮しがちになる、敬遠しがちになる冬場の運動習慣というか、これはどうしてもそうですね。温かいところにいたがる。そういうことを定着を——そういうことをやめて、活動的にさせていただく。また、市民の健康増進にもこれはつながることから、生涯を通じて楽しんでいただけるすばらしい競技であるというふうに認識しております。南魚沼市はレルヒカップ争奪の大回転競技大会、これはアルペン大会、それからノルウェー大使杯争奪スキー大会、これは両方あります。クロスカントリーもあります。大人も参加できる冬期のスポーツイベントを多数主催、共催しています。総合型地域スポーツクラブでは小学生のアルペン教室、またはスノーシュー教室など各種のスポーツ教室を開催しています。今後も生涯にわたって市民の運動機会を提供し、運動増進に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

今の市長の答弁のとおり、確かに割引券、シーズン券という時点でもう既に割引は成立しているのだというところから議論は始めなければいけないかもしれないのですけれども、基本的に、南魚沼市、湯沢から入ってきても魚沼のほうから入ってきても、「スキーと温泉のまち」という看板が出ているわけで、市民自身がやはりスキーをする機会というものを増やすことこそが、地域の発展につながるというふうに私は感じているのですね。南魚沼市の市民がスキーをしないのに、スキー観光に来てくださいというふうに言っても説得力はなくて、やはり市民が市民の雪国らしいスポーツということでスキー・スノーボードにはもっともっと触れてもらいたいというふうに感じるのですけれども、スキー・スノーボードというスポーツは正直言ってかなりお金のかかるスポーツなわけですね。道具をそろえなければいけない。ましてや雪国でないところから来るという場合には交通費もかかりますし、それなりに費用もかかってしまう。それでもその人たちがうちの地域に来ることで、地域には少なからずの経済効果があって——少なからずではありませんね。かなり大きな効果があって、宿泊であったりお土産であったり、さまざまな経済効果が生まれているのは事実だと思います。

実際にスキー場で、どこからどれくらいの人たちが来ているかというような調査をしてみると、圧倒的に関東圏から来られている方のほうが多い。地元のスキーヤー、スノーボーダーというのはそんなにいっぱいいるわけではないのですね。じゃあ、それを逆手にとって考えると、地元の人たちがどれだけ滑る機会を増やせるかどうかによっては、メディア露出というものがものすごく大きく変わってくるというふうに考えています。

今や、私は本当に紙媒体にものすごく衰えを感じています。紙媒体がどんどん少なくなっている。先日も、まあもうこれははっきり名前出してもいいかもしれませんが、「スキージャーナル」という大きな雑誌会社が倒産してしまったわけですね。いわゆるスキーの情報を書店で得るという機会も少なくなってくる。一方でこれから10年先、20年先と考えていたら、どのようなメディアが生きていくかということ、やはり個人個人が持っているSNSが本当に強いと思っています。本当に強いと思っています。

例えば私の仲間内でも全然スキーをやらなかった人たちがスキーを買って、スキーをやっていますというようなことを上げると、ものすごく反応があったり、そういうのから見てもわかるように、これからは本当に個人個人がどれだけ情報を外に出していくかということにつながっていくというふうに思っています。

情報を外に出していく。出していくことでその情報を見て人が来る。人が来ることで地域が潤っていくということを考えると、先ほど言われたような、もう既に割引だからというお金の損得だけでは計算しつくせないようなマーケティング理論がそこには成立するわけですね。となった場合に、例えば先ほど言っていたような子供の金額のように、1万円で1シーズン滑らせてくれというのはそれはもう恐れ多いことであって、かといって子供たちがスキーに行くのを付き添うために3万円で親はやっていきましょうというようなのも、それだって十分に安いと思います。それでもその3万円ではなくて、例えば5万円でもいいと思いますし、6万円でもいいと思います。地域の人たちが機会を増やすようなもの。

例えば財源がないからそれができないのであれば、それこそふるさと納税という、地域を応援したいというよそからの人たちの納税を使ってでも何とかできないものか。例えばスキーが好きだから南魚沼に来るといった人たちは、ふるさと納税に対して決してネガティブなイメージは持たないはずですね。スキーに来ました、おいしいご飯を食べて帰ります。それだったら南魚沼市にふるさと納税したいなと思うような人たちは、もっともっと増えていくと思うのです。市内の人たちがスキーに触れる機会が増えるほど、ふるさと納税はプラスになっていくというふうに私は考えているので、さまざまな財源を見つけながらスキー場に市民が通いやすいような制度を考えていくことが重要なのかなというふうに思うのですけれども、とっても難しい、その道のりは長いと思うのですけれども、市長は実際そのような施策を今後展開する意思はどれくらいありますかでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

ちょっと答えさせてもらいます。さっきのシーズン券の中で、保護者というのがありました。実はこの今シーズン、この12月ごろ、ある方から問い合わせがあって、なるほどそういう視点があつたかと思ったことが1つあるのです。保護者というのはお父さん、お母さんなのです。ただ、今はお父さん、お母さんがいらっしゃらない子供さんもいたり、あとは親が大変でおじいちゃん、おばあちゃんが連れていかなければならないという場合、今はお年寄りの券はありませんね。シルバー券とか何とかつくってくれという声も片方ではあるわけです。

これ全部をやっていくというのはなかなか至難の業というのが今やっていて実感ですが、先ほど言った親でなければだめな保護者券を、おじいちゃん、おばあちゃんでもいいのではないかと。2つに出すわけにはいかないけれども、両方に出すわけにはいかないけれども、そういうフレキシブルな対応をできませんかということを協議会の皆さんに協議させていただきましたが、シーズンがもう始まっている段階だったのですね。ちょっとできませんでしたが、これは来シーズンに向けて十分検討させてもらいますという回答を得ました。

さまざまなことで全く向こうから拒絶をされたわけではありませんので、いろいろな機会を使って話をさせていただき、例えば我々が今やっている、スポーツで市を盛り上げていこうという動きとか、さまざまなことでやはり理解が深まっていき、市民の健康増進のためにスキーとかそういうこともだんだんと前に出ていくのではないかと思います。

ただ、シーズン券だけでいいと私は思っていないで、いつもシーズン券というから、壁にぶつかり当たっていくのです。そうではなくて、何回も行かない人もいっぱいいるわけです。ならば回数券という考え方があるのです。だから、もうちょっといろいろな頭を使って、やはりただ一辺倒に、シルバー券を出してください、ただシーズン券を出してください、そういうことというのはなかなか話が成立しなかったのです。これからはそういうことをちょっと考えていきたいなど、今、切りかえています。

ふるさと納税に使うかどうかというのは、ぜひ、皆さんも議論を高めてみてください。私もいろいろ考えてみたいとは思っています。

きょうは、例えばスノーボードのJ S B Aの全日本の競技会が、今この当市で行われています。先週金曜日から3日間、これは国体のエキシビション大会がハーフパイプの種目、南魚沼市で行われています。さまざまな形でやっていますし、それらを実は市民の中にもSNSを使った拡散をすごくしている、発信している人が、非常に去年くらいから多くなっていると思います。これらの動きにも大変期待をしたいという思いであります。

話がまとまりませんが、いずれにしましてもいろいろな形で、スキー場の協議会の皆さんと、本当に信頼関係の中でしか成立していきませんので、一生懸命いい形をつくっていききたい。また、ぜひ議員にもお願いしたいのは、私は議員時代に皆さんと諮っていて、観光議連とか、その協議会の皆さんと議会の皆さんも、いろいろな意見を交換する場をやはりみずからつくり上げていただいて、我々もやりますけれども、みんなでそういうお互いのこれからの観光のテーマとかそういったことを高めていく中で、こういうものが実現していくのではないかなという思いがしております。こんなことはあまり言うてはいけませんが、そういうことにもぜひ、スキーには造詣の深い永井議員でありますので、頑張ってくださいという思いがしております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

さまざまな意見の中でシーズン券だけが答えではないということは私も重々承知していますし、回数券という考え方もあるのではないかと考えておりますけれども、スキー場の協議会の皆さんが、一番懸念をしているというか、一番この制度に対して縮小したいというふうに先ほどおっしゃっていたようなことが、まず財政面の問題であるのであれば、やはり僕は、考え直しをしていかなければいけないのですけれども、今後スキー客が減れば減るほどもっとも縮小傾向になっていくわけです。スキー場がどんどん疲弊していく。下手したらやらなくなってくるスキー場も増えてきてしまう。そうなった場合に南魚沼市はこれからもスキーと温泉のまち、そういうことが言えるのかどうか。

そういうことも含めて考えていくと、ある意味ではカンフルではないですけども、1回どこかで立て直しを図るためには、スキー観光客の入場、来場者数をやはり増やしていくことをやはり考えなければいけないのですね。考える中でも特に地域にどうやったら経済効果が生まれるかという話になると、宿泊をしなければいけない。宿泊をしてもらうことで収入が大体2.数倍に膨れ上がるわけですけども、そのあたりも含めて、やはり先ほど市長が言っていたような、SNSを使って、ここでこんなことをやっているのだ、私はきょう滑ったのだというように発信していくってものすごく重要なのですね。

例えば私自身は、きょうは滑ってこなかったですけども、雪質がいいときは1本滑ってから議場に来るというのは習慣にしている、それは正直言って日本でそんなことをしている人もほとんどいませんし、ある意味ではネタなわけです。あいつ滑ってから議場に行っているのだよねというのをいろいろな人が見ることで、南魚沼にこんな変なやつがいるとかというのが話題になればいいなと思ってやっていることですけども、そういった小さい努力をおのおのがするためには、おのおのがスキー場に行ける環境というのをやはり整えなければいけないなというふうに私は感じています。

最後に、この1番に関しては財政面ということで、スキー場の協議会が縮小を希望するのであれば、市としては財政面を支援してでもスキー場の来場者数を増やしていこうというような施策に結びつけるようなことができないかどうか。そのあたりの検討を私は市長に求めたいのですけれども、市長の見解はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

ちょっと質問します。

今言われているのは、シーズン券を出す、発行する、私は回数券とかという方法もあるではないかと言ったので、そういうことを含めたものにお金を出せという意味で言っていますか。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

回数券も含めて、それを発行し、発給することで市民がスキー場に通う回数が増えることで情報発信量が増えれば、スキー場の来場者数が増えるということに対して、市長は財政面をスキー場協議会の——今、負担は少ないというふうにおっしゃっていましたがけれども、何とか維持するために、何とか制度を拡充するために、市からその財政の補填をするというところまでの考えがあるかどうかという意味です。

○議 長 市長。

○市 長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

今現在のこのシーズン券で、市の負担は200万円を超えているのです。どこまでのことが、正直言ってちょっとそこまでは考えておりませんでした。なかなか全部に——ここは今、教育とか、子供たちに限ってやっていますけれども、それに付随する保護者ということでやっていますけれども、全部の市民に向けてそれが果たしてできるかどうか、ちょっとそれは考えさせ

てもらわなければならないかなという思いです。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

ちょっと押し問答にならないように注意しますが、今、市長の答弁の中でいろいろな意見があると思うのですが、例えばやれるかどうかの判断材料として市民にアンケートを取って見たら、どれくらいの人に参加、それに発給を申し込もうと思うとかいうそういう調査ってかつてされたことってありますか。

○議 長 市長。

○市 長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

私はちょっと記憶にありません。担当部課のほうであるかどうか。なければいい結構です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

詳しい資料が手元にございませませんが、私の記憶、それから課長の記憶等を考えても、今まで要望書をいただいたことはございますけれども、アンケートとして取ったことはないと思います。以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

これから、いろいろな可能性がこの先に見出せるのであれば、試算だけでも試してみてもいいのではないかとこの先に見出せるので、試算してみたら数億円になるような規模の施策であったらちょっと今それはできないのだけれども、実は1,000万円くらいでできる、2,000万円くらいでできる。それが2,000万円以上の効果が見出せるのであれば、取り組むべきではないかというふうに思いますし。

調査を第一段階として、第二段階としてトライしてみて、それで制度が破綻してしまうようなものであれば、やはりだめでしたというのも1つの答えだとは思っています。とりあえず道のある程度は見出しながら、どうやったらそこにたどり着けるかどうか、そこら辺の調査を今後してもらいながら、質問の1番は終わりにしたいと思います。これ以上はちょっと押し問答になってしまうと思うので。

それでは(2)番、生涯教育とスキー・スノーボードのかかわりについてお聞きしたいと思います。

先ほど市長の答弁でもありました健康増進というところに関しても、私の12月議会の中でその運動強度というような中からこのような話はちょっと議論したとは思いますが、生涯教育、生涯学習というジャンルに関してスキー・スノーボードをどのように今後活用していくか。そのあたりの見解をお示してください。

○議 長 市長。

○市 長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

生涯学習は担当課がありますので答えさせますが、ちょっと私の思いは、健康増進、今まで

は、スキーはアクティブスポーツ、要するにスキー学校などでもね、といたしますか、すごく格好よさとかがありました。これからはお年寄りも今どんどん始めている人もいます。健康増進のためのスキー、スノーボード、またクロスカントリー、——スノーボードはちょっとやったことがなくてわからないのですけれども、クロスカントリーなども、非常に大きな健康増進のことにつながると思いますし、今、注目され始めていると思います。そういったことにこれを活用していくというのは、非常に大事なことではないかなと思っています。あと、不足のところは担当課のほうから答えさせます。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

市内の第二の総合型を立ち上げようという動きは皆さんもご存じかと思っておるのですが、大原運動公園に拠点がございます、ベースボールマガジン社さんが主体となりまして、4月以降、最初の2年間は助走期間ということではいろいろなものに取り組んでいくわけですが、主に既存の今ありますスポーツパラダイスが屋内型に対しまして、屋外型ということで考えてございます。スノーシュー教室等も毎年行っておるのですけれども、その辺の増強であったりとか、欠ノ上でクロカン教室というのが以前あったのですけれども、最近あまり人気がないという部分もあるかと思うのですが、なくなっておったものも実は来年度の計画ではまたその辺を復活させようと思っている部分もございます。また第二の総合型とも協議しながらソフト面では外のスポーツの部分を増強していければというふうに考えている次第でございます。以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

スキー・スノーボードといっても、今おっしゃっていたようなクロスカントリー、スキーもやはり含んでさまざまな部分で健康増進というところを図っていくのがいいのではないかなというふうに思うのですけれども、スキー・スノーボードってなかなか食えるスポーツではないというふうに思われがちだと思うのですが、これは考え方を変わると結構食えるスポーツだなという部分も多々あります。生涯教育というのは何のためにあるのか。健康増進だけのためでもないですし、その職業を最終的にもうどこに落ち着かせよう、子供たちの夢とか目標とかいうのも一部になっていると思いますし、さまざまな部分ですごく裾野の広い、曖昧とまでは言いませんけれども、ぼんやりした言葉だと思うのです。

市としてスキーを今後例えば学校の教育現場にもう少し回数を増やしていくとか、これは多雪地域でないといけないスポーツなのです。今や南魚沼と東京は何が違うのというくらい流通は発達していますし、今の時間に楽天とかアマゾンでものを頼めば、あしたの午前中には届いてしまうのです。そういう意味では流通も含めてそんなに大きな優劣を感じていないのですね。

ただ、一方では雪というものが降る、降らない。降るところでは降ることを生かしてさまざまなことができるのではないかというふうに考えているのです。そういった意味で子供たちの育成、子供たちのその教育という部分が一部分、私たちのような子育てをしているような世代

に対して何ができるのか。あとはリタイアした人たちに対して何ができるのか。最近面白いなと思うのは、リタイアをした、当時バブルのころにスキーをやっていた人たちが、修学旅行生を相手に一生懸命インストラクターをやって、リタイアしても結構な収入があったりするわけですね。それはある意味生涯学習の最終的な着地点なのかもしれないというふうに感じているのですけれども、そのあたり複合的に考えて、スキー・スノーボードがこれから多雪地域の南魚沼においてどんな役割を果たすかどうか。教育部局としてはどんなことを考えているか、そのあたりの見解をお願いしたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

教育部課長に答えさせます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

まず1点は、先ほど永井議員が言われましたように、上国は今、修学旅行の子供たちがいっぱい来ております。その中で例えば浦佐スキー場でスキー学校をリードしていた方が、今、浦佐スキー場ありませんもので、かなりスキー修学旅行の指導者に頼まれているという話を聞いております。そういうことで今、五日町だとか八海山麓ではかなりそれは無理だかもわかりませんが、上国だとか舞子だとかという部分に修学旅行の指導者として、今、永井議員の言われることについては動きがありますから、その切り口でもっと突っ込んでみたいというふうに思っております。

それともう1点、きょう言われた中に小学校の親善スキー大会をやっております。今の中でクロカンとアルペンと両方の大会に出している学校と、クロカンのみだとかアルペンのみだとかという学校もありますもので、できれば次回の校長会で2つの種目に選手を分けてでも大会に出るような雰囲気づくりをしてもらいたいと思います。

それで、先ほど永井議員の言われた、スキーに特化した時間割の編成ということはよく言われるのですが、今後検討はしてみますが、今、学校現場は、その時間数をどう割り出すのかというのがかなり難しい状況であります。今年度から2年間、新学習指導要領に基づいて時間割はまた変わっていきます。その中で一番大きいのが、教育英語科であります。この2年間に6年生で50時間、四、五年生で15時間という時間を割り出していかなければなりませんもので、その辺もトータル的に考えながら、今言われることはどういうふうにできるのかというのを大事なことであるというように感じましたので、突っ込んで検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

正直、その学校教育の今、決められた過程をいじっていくというのは、本当に難しいのではないかというふうに思っているのです。ただ、一方でなぜそれまで英語にこだわるのかという疑問が私はすごくあるのです。私はそこそこしゃべりますよ、そこそこ。ただ、英語をい

つ覚えたかと、25歳からですね。基礎があったからでしょうみたいなことを言われても、いやそんなことはない。中学校に入って、テープという単語が読めなかったというくらい、小学校から英語をやっても読めなかったという、そんなにあまり成績はよくないわけですがけれども、一方で、スキーというものが私の人生にもものすごく大きく影響を与えたというのは事実ですし、その英語を学ぶ機会を得たのもスキー・スノーボードなわけですね。

スキーが今後教育現場でどのような役割を果たしていくかというのを私なりに解釈してみると、スキーというのはあくまで本当に物理スポーツですから、なぜあれが滑るのかということから始まっていくと思うのですね。私もこの間、子供とスキーをして、子供にエッジは何でついているのかとか聞かれて、きちんと答えなければいけなかったのですけれども、きちんと答えるためには結構高等数学が必要だったりして、おまえが高校生になれば、大学生になればエッジがついている意味がわかるよなどという曖昧な答えをしてしまったのですけれども。スキーをつくる、スキーを滑らせるというのは例えば摩擦の問題だったり、数学に発展することだって十分できるのですね。それが例えば雪のない地域でそれをやれと言っても、正直あまり効果はないと思うのです。

さんざん理科離れ、理科離れと言っているところを、スキーというのは完全理科学なのです。アイススケートの刃であったり、エッジに研究というのは富山大学の対馬教授が一生懸命に大学の研究としてやっていくくらいの学問になっているわけですね。そういうところから生涯教育とか生涯学習というのは実は始まっているのではないかと。小さいころからスキーに親しんで、雪に親しんでいくことによって、だんだん読めない本が読めるようになってきたり、雪が降っていたかつての文化は何だったのだろうとか。それこそ牧之記念館に行って竹のスキーを見ることで、昔の人はこうやってスキーをやっていたのだ。おじいちゃん、おばあちゃんから昔のスキーはね、などという話をされていたり、それこそスキーをやっていることでスキークラブに通っていれば仲間も増えてくる。その仲間は一生の私は仲間なのではないかなというふうに考えるのですけれども。

そういった単純にプロダクトとしてのスキーということではなくて、スキーというプロダクトを通して得られる教育環境をこれから南魚沼市で整備していったらどうなのかというふうを感じるのです。なぜそこまで英語にこだわるのか私はわかりませんが、英語は別に雪が降っていようと降っていなかりょうとどこでもできるのですけれども、雪が降っていなければできないスポーツを通して、子供たちの教育、大人になってからの、リタイアしてからの生涯付き合っていく何か、そこを見出すのが生涯教育なのではないかなと思うのですけれども、そのあたりもう一度答弁いただけますか。

○議 長 市長。

○市 長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

教育部課長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

では、部課長を差しおいて私のほうで答弁させていただきますが、言われることはわかりま
すけれども、2つだけ反論させていただきたいと思います。新学習指導要領については国が指
定しております。これに逆らって時間数を増やさないでいけない状態であります。いけない状
態であるというよりは、我々は今まで積み重ねてきたこの国の動きに、さらに南魚沼市とし
ては特徴を入れながら進めていきたいというふうに思っていますもので、英語だけで解決する
とは思っていませんが、英語の教科化によって子供たちも違う切り口というか、さらに成長で
きるというふうに思っております。

今言われた理科離れとかスキーのことについては、永井議員の言われるとおりで、よくわか
っております。今言うアクティブラーニング、自分がどう思い、そのことでどう分析して育つ
かということが大事でありますから、今、学びの郷南魚沼プランで生涯学習によって地域の活
性化を図りたいという中には、当然、スキーを切り口に考えていきたいし、実行してまいり
たいというふうに思っております。時間数の指定については国からの指示でありますもので、逆
らえないということはありませんが、それを逆手にとっていい教育をやってまいりたいとい
うふうに思っています。以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

わかりました。今の国からのという意味は十分私も承知しておりますけれども、では逆手と
いう話になった場合、雪国ということをやはり文化として学ばせるということ英語でやっ
たらどうなのか。例えばスキーに行く授業がありますよね、いわゆるスキー教室をあえて英語で
やったらどうなのか。そういうところを多雪地域でしかできないようなことにチャレンジして
みたらどうなのかと思うのですけれども。

例えば英語というのは教室だけで学ぶものではない。教室で学ぶから覚えるというものでも
ない。外で学んだら、自分の体験の中から覚えていったらどうなのか。そのあたりを組み合わ
せて、スキーと英語、スキーと何かというような交わせる教育というのは可能なのですか。

○議 長 市長。

○市 長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

教育部、部長、課長のほうから答えさせます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

永井議員がおっしゃる、英語を交えてスキー教室をやるというようなそういった取り組みで
すけれども、私どもの考えることでありますと、現在教育委員会には教育主事があります。教
育主事と相談をさせていただいた中で、校長、教頭と相談して取り組めるかどうかと検討して
まいりたいと思います。今のところで可能かどうかはちょっとわかりません。お答えできま
せん。以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 一般市民向けの市内スキー場共通シーズン券について

わかりました。今後、さまざまな可能性を多雪地域でしかできないようなことを模索していくこと、それがとても重要だというふうに感じております。南魚沼でしかできないことを市民がやっていくことでほかから注目を集め、南魚沼に移り住んできたいというような人も出てくるかもしれません。南魚沼で教育を受けさせたいと思うような人が出てくるかもしれません。

スキーやスノーボード、雪、自然環境、さまざまなものが私たちはほかの地域に比べて優れているのではないかと。優れているのであれば、優れているところをもっともっと伸ばしていく。それこそが最終的な教育に私はつながっていくのではないかなと思っています。教育をきちんとやってこそ、思い出深い義務教育を終わらせてこそ、その人の一生の教育につながるのではないかと考えておりますので、そのことを期待しまして一般質問を終わります。以上です。

○議 長 以上で永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 一般質問の途中ですが、休憩といたします。再開は3時10分といたします。
〔午後2時53分〕

○議 長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後3時10分〕

○議 長 質問順位7番、議席番号15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 傍聴者の方には早朝からずっと傍聴いただき、ありがとうございます。

議長より発言を許されましたので、一般質問を行います。今回はこの3月定例会初日に行われました市長の施政方針演説に対して行うものであります。

平成30年度施政方針演説について

それでは、通告に従いまして質問いたします。平成30年度市方針演説について。日本国政府は、経済の好循環がさらに進展する中で、民需を中心とした景気回復を見込んでいるようです。当市は高齢化社会の進展と人口減少問題が最大の課題であり、税収の減少傾向に加えて普通交付税の合併算定替えの特例措置終了による普通交付税の縮減などのため、財源の縮小が続いていきます。財政健全化は喫緊の課題であり、行政サービスの水準を堅持し、新たな要望に対応していくことが、ますます困難さを増していく。こうした背景の中で徹底した経費の節減と、施設の長寿命化と、合理化の推進、ふるさと納税による新たな歳入確保などに積極的に取り組み、持続可能な財政運営を行っていくとして編成された平成30年度予算であります。この予算案の中で特に注目している4点について質問するものであります。

まず、公共施設等総合管理計画であります。平成30年度予算では、維持補修費は13億7,189万円であり、金額、構成比率とも昨年より上がっております。普通建設事業費は33億908万円で、金額、構成比率とも下がっています。昨年12月21日に開催された総合計画審議会でも指摘されていましたが、公共施設の統廃合の内容を公開すべきであるが、10年間の短期計画、30年間の長期計画の中で具体的に一体いくら毎年削減しなければいけないのかを早期に公開をし、住民の皆様のご意見を聞くべきである。

そこで1、公共施設等総合管理計画に基づき、毎年の維持管理費、更新費削減金額をいつ公

開するのかを伺うものであります。

そして、産業振興の観光振興でインバウンド対応が施政方針で述べられました。外国人宿泊者は昨年4月から10月までで1,497泊であった。今年度はムスリム、イスラム関係の観光客受け入れ体制を充実させていく方針であり、2020年までに外国人宿泊者を毎年2,000人ずつ増加させていきたいと考えているようである。昨年12月議会では浦佐駅舎内に外国旅行代理店を誘致せよと質問しましたが、ランドオペレーターという役割を果たす業者を誘致せよという意味でもありました。2022年冬季オリンピックは北京で開催される。今、中国の富裕層ではスキーブームが起きている。こういう流れを的確につかみ、外国からの観光客誘致のためには、日本国内に実績のある外国のランドオペレーターの力を借りるべきであると。そこで2、外国人宿泊者数増加に向けたランドオペレーターを外国から誘致する考えはないか伺う。

また、ふるさと納税という手法を活用した財源確保であります。そもそも目的寄附であり、不安定財源である。不安定財源をあてにした事業は寄附者の好意に応えるものを優先させるべきであります。平成29年度の寄附実績を見て、平成30年度の使い道は牧之茶屋の改修、統合小学校の学童保育室整備、学童保育施設の改修、介護人材確保緊急支援事業、モンスターパイプナイター照明設備、渋谷区などと連携したふるさとPRなどが予定されているようでありま

す。

坂戸城跡保全改修のための目的寄附のときにも申し上げましたが、目的寄附は財政調整基金に入れるべきではなく、新たな基金を創設してきちんとその使い道がわかるようにしておくことが寄附者の好意に応えるものであると考える。そこで、ふるさと納税寄附金を新たな基金として積み、一般財源と区別しておく考えはないか伺うものであります。

そして、子育て支援策であります。多様化する要望に応え、保育の質の向上と環境の整備、充実を図り、経済的支援を含めた事業を展開しようとしているようであります。公設民営の上町保育園、めぐみ野保育園、浦佐認定こども園を、公私連携型保育園へ移行する準備を平成30年度に行うようであります。一時預かり、土曜日1日保育、延長保育などを実施しているこの3園は、在籍園児数では定員を超えております。運営形態を市立から私立へということで子育て環境の充実につながるのか、十分な説明が必要であると考えます。

そこで4、公設民営の上町保育園、めぐみ野保育園、浦佐認定こども園を公私連携型保育園へ移行して、運営形態を変える目的は何かを伺う。以上4点であります。市長にはいつにも増して簡潔明瞭な答弁を期待しておりますが、答弁内容によりましては質問席にて再質問を行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、寺口議員のご質問に4つ答えてまいります。

平成30年度施政針演説について

まずは1点目であります。この公共施設等総合管理計画。何回もこのご質問をしていただいています。本当にそれだけまた重要な問題であります。この市の第2次財政計画、これでは維

持修繕費の削減につきましては、公共施設等総合管理計画に基づいた複合化、要するに合わせていくとか統廃合、これによりまして総合的に維持管理費の削減に努めることとしております。

この計画で示した市が保有する普通会計施設の更新費用の試算結果につきましては、議員がもう既にご存じだというふうに思いますので、詳細にはここでは申し上げませんが、30年間で15%の削減目標の設定は、あくまで財政計画の投資的経費の考え方との比較によるものであります。経常的経費であるその維持管理費用の削減金額について全体的に推計をしたというものではありませんので、ご承知おきください。

施設の複合化や統廃合は当然ながら維持修繕費や物件費等の削減に影響するものと考えておりますが、今の時点でこの維持管理費を含めた削減金額はなかなか示すことができませんので、よろしくお願ひします。

現在、それを把握するために、議会の初日に所信表明の中で申し上げたところですが、施設カルテの作成に着手したところであり、この施設カルテでは維持管理にかかる経費について明らかにすることとしておりますので、その後、個別計画を検討するというような中で維持管理にかかる削減金額も把握をさせていただきながら、30年間という計画期間の中でのこの削減金額を明らかにできるものというふうに考えているところであります。個別計画については、これは机上の空論というふうにしたくないために、今後十分な内部検討がやはり必要です。そういうふうに思いますので、維持管理費を含めた削減金額の公開時期には、なかなかこれはちょっと見通すことが難しいとしか申し上げることができません。施設カルテの作成及び個別計画の策定について、全庁的に今、取り組むということで、できる限り速やかに公開をしたいと考えているところであります。

2つ目のご質問であります。外国人のこの宿泊者の増加に向けたランドオペレーターを、ということでもあります。議員ご質問のこのランドオペレーター、これは日本では昔、ツアーオペレーターと言っていたものですが、これを外国から誘致するということについてですが、ランドオペレーターは一般的にツアーを企画する旅行会社の依頼を受けて、現地においてホテルや交通手段などの手配とか予約を行うもの、またはそういう団体であります。私の今回の答弁は、ここでは海外から南魚沼市へ送客を行う海外旅行会社、またはその代理店を市内に誘致することも含めて海外でのそのツアーの企画から、募集、そしてこの南魚沼市までの送客といろいろな手配、これら一連の業務全てを行える事業者を誘致するものとして捉えて、定義づけしてお答えをしたいと思ひます。

まず、この海外旅行会社が新潟県や南魚沼市に代理店を配置するということは、多分、東京に代理店を置くということに比べて非常にリスクがあると思ひます。12月の議会でもこのやり取りをさせていただきました。いわゆる向こうから考えた場合、地方に現地事務所を社員を常時雇用するということは維持経費が大きくなるために、当たり前のことですがけれどもそのリスクを上回る継続をした集客とか、旅行者の南魚沼市を訪れたいというニーズ、それから収益をこのエリアに見出せるかが焦点となると思ひます。これは慈善事業ではやはりありませんので、果たしてそこまでできるかということでもあります。

当地域のブランディング戦略、11月28日に日本版DMO法人となった、私どもも一緒に進めております、この雪国観光圏。これによって全国に先駆けて、ブランディング整備というのを実施してきた結果、車のナンバーではちょっといろいろありましたが、「雪国」をテーマにしたこのブランディング化については、一定の成果を上げてきていると考えます。この間も新聞で全国でそういう商品化のランキング、何ていうのですか、コンクールといいますかでも、当雪国観光圏がトップに立っています。これを生かせる海外での販路の開拓や、私どもの地域への送客手段の整備とあわせて受け入れの手配を行う、そういう意味のランドオペレーターの整備がこれから必要になってくると考えているところであります。

そういうノウハウを有する企業、また、旅行会社との業務提携などをこれから進めていくこと。また、南魚沼市において市の観光協会、また旅行業者も当地にはあります。これらと連携をして、私どもの地域でこの手配を円滑に行えるという体制を、業務分担をしてやっていくことが、インバウンドの誘客体制ということになるかと思っているところであります。

3つ目のふるさと納税の寄附金のことであります。前段としてまずは申し上げたいというふうに思うのですが、寄附金の予算上の区分ですけれども、これは使途の、使い道の定めのない一般寄附というのと、使い道をちゃんと限定をした指定寄附というのがあります。議員は当然ご存じだと思いますが。この指定寄附は事業を限定されたものであって、例えば何々建設事業とか、例えば何々学校図書購入とか、そういう具体的な内容を伴います。予算上では特定財源として扱うということになります。なので、12月定例会で六日町小学校のトイレ改修のための400万円の寄附、こういったのがいい例になるかと思えます。

そこで、当市のふるさと納税はどうであるかということについてであります。南魚沼市のふるさと納税はコースを分けて選択していただいています。8つありますが、この中には例えば安心して暮らせる福祉のまちづくりコース、豊かな自然づくりコースとかあるわけです。コースの設定が今のところ分野や方向性を分けているにとどまっている状況です。さらに言えば、これは8番目に書かれている市長おまかせコースというのがあります。これが全体の37%を占めていますけれども、これらのことから私どもの市のふるさと納税では、一般寄附の範囲として扱いたいもの、財源的には一般財源となるものであると考えています。

この3月の定例会の初日の7号補正予算の際に説明をしたところですが、今年度の見込み額が2億2,500万円。この中で今年度の29年度事業に7,500万円、そして新年度事業に1億5,000万円を活用したいということであり、財政調整基金に積み立てて、次年度に取り崩しを計画しているという形にしております。多くの自治体の中から南魚沼市を、いわゆる寄附をされた方々が選んでいただいたと。そういう寄附者のご意思と、それからご意向をできる限り尊重した中でその浄財を各種の事業に活用させていただきたいと考えているところであります。

4つ目のご質問の保育園の問題であります。公私連携型保育園、提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容、また土地建物の貸し付け等について、市と協定を締結して運営するというもので、基本的なところは公設民営型と全く変わりません。協定の基本的な締結の事項とい

うのは4つほど、1つ目に教育・保育・子育て事業に関する基本的な事項。2つ目は協定の有効の期間。3つ目、協定に違反した場合の措置、4つ目、その他、設置及び運営に関して必要な事項、こういうふうになっています。

運営の形態の変更によるメリットというのをまず申し上げます。市が所有をする建物を民間に無償で譲渡するということで、施設が老朽化して建てかえ等が必要になったとき、私立保育園として国や県の補助制度を活用することができる、こういう点であります。現在の、今のですね、この制度では市が建設する保育園の補助制度がありません。運営面では協定によって市としては、この協定によって一定の関与を持ちつつ、民間の事業者の柔軟性を生かした利用者ニーズに合った保育サービスを提供できるということがメリットではないかと思っております。

事業者側にとっては自分の施設になるということが、やはり最大のメリットであろうと思っています。いずれにしても民営であるということから保護者への影響等は基本的にはないものというふうに考えておりますけれども、協定内容を大きく変更する場合には、やはり十分な説明等が必要、またそれにも市は関与ができるというふうに考えているところであります。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成30年度施政針演説について

まず、1番目の公共施設の部分でありますけれども、昨年3月議会の前にも平成29年度、どういう動きをするのかというところで、資産台帳、これは完全につくりました。そして、それから問題のあるところは第2次財政計画案にあったようにこのまま30年間で総額が出ましたので。本当にこの数字を見たときをみても、一年当たりですよ、一年当たり普通会計では33億6,000万円、インフラ、道路・橋梁ですね、33億1,000万円、それから上下水道が18億円、合わせて1年間で84億7,000万円、これだけの更新費用が必要だというのが、30年間で、一年当りにしたわけです。これには病院の部分が含まれていないわけです、病院の部分がね。大変な数字が出たわけです。

これを一気にどうするかということになると、全ての個別の施設について、一つ一つ先ほど市長が言った施設カルテですか、これを使ってやっていくわけだけれども、大変な相当市民の間から多分、不満でありますね。ひょっとしたらむしろ旗かもしれませんけれども、相当来るだろう。それをあえてやらなければならないということを、南魚沼市は第2次財政計画も示しましたし、この総合管理計画も示したわけです。ですので、私は平成30年度は、相当の動きがあるなというふうに思ったわけでありましてけれども、個別計画についてはつくりたいという考えでした。それは本当に平成30年度でそういう全体図をつくって、そして市民に示せると。パブリックコメントですね、そういうことをいただくというところまでを、この平成30年度はやるというお考えなのかお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 平成30年度施政針演説について

公共施設、やはりなかなか、口で言うのは簡単ですけれども、総論では市はそういうふうに向かわなければいけない。しかし、個別になれば、これはむしろ旗という話を今、議員がされ

ましたが、そういうことは必ずあることだろうと思います。平成 30 年度のその件につきましては、担当の部課長から答えてもらいます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 平成 30 年度施政針演説について

市長の答弁の中では見通せないというようなお話をさせていただきましたけれども、担当の頭の中での計画は、平成 30 年度内の策定を目指したいというところなんです。その前段階として今ほど申し上げた施設カルテ、こちらのほうを年内にはつくりたいというふうに頭の中では考えております。そうした中で先ほど、内部の十分な検討というお話をさせていただきましたけれども、その検討する検討部会を庁内で立ち上げて、その中で複合化、統廃合の問題を総合的に取り組んでまいりたいと考えております。年度内にできるかどうかというお約束はちょっとできかねるのですが、担当の中ではそのような形で考えております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成 30 年度施政針演説について

これは 3 町が合併をするときに、本来であれば相当これは詰めてやるべきであったものだと私はずっと言っているのです。特例債の 290 億円、樋渡東西線を含めればほぼ全額特例債については使い切ると。それが終わった中で、今度最大の多分投資であろうという新ごみ処理場問題が出ましたね。これについての部分も出てくるわけですから、これはやはりちょっと相当スピードを上げてやっていかないと、市民の方にとっては寝耳に水などと言われても困るわけですよ、本当に。大変な事態ですから、皆さんご協議いただきたいというところが、多分、パブリックコメントの一番趣旨になると思うのです。

そういうところで、こんなにすごいのかというところの数字が、ぼんと出るという可能性が非常に大きいわけですから。そうは言ってもとにかく 1 年でも早くこれを出さなければならぬというふうに思っていますので、平成 30 年度、企画政策課の頭の中ではこのカルテのものを目指して、内部の検討の部会も立ち上げると企画政策課のほうは言っていましたけれども、市長としてはもう平成 30 年度にどうしてもやれというようなところでの厳命ではありませんけれども、そういうものというのは今言っただけですかと。

○議 長 市長。

○市長 平成 30 年度施政針演説について

最初の答弁からそれはできませんというお答えをしています。気持ちがないわけではないです。だけれども約束ができません、と言っています。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成 30 年度施政針演説について

この問題については各年度の予算議会で常に指摘をしながら質問していきたいと思っておりますけれども、企画政策課は南魚沼市の頭脳集団でありますから、期待しています。というところでこの公共施設の問題についての質問は終わります。

それからインバウンドの問題でありますけれども、今回、施政方針の中でムスリム、イスラ

ム系という言葉が出てきたわけです。これにたけた方というのは多分市内にもいらっしゃいませんし、東京のほうからかなというのもあったわけです。そうするといろいろな問題が出てきたときに、市長は観光のプロでいらっしゃいましたから、私に言わせればランドオペレーターは手配士だろうと思うのですけれども、こういう方たちというのはそこへたけた方でなければならぬわけでありまして、そうすると市長の中でいくといろいろな経験等々を考えれば、恐らく全国から要するに日本の方でこのムスリム、イスラム系のほうの誘致にたけた、そういう方を私は呼んでくるのかななどというふうに思ったのです。なので、ここについてのお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 平成 30 年度施政針演説について

私もそういう関係で上京とかもしていたり、特定の狙い目というのは自分の中でもって動いているのですけれども、これについては担当の部長、課長からちょっと詳細を、わかるところまで、別に隠し立てすることでも全くありませんので、答えてもらおうと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 平成 30 年度施政針演説について

今、寺口市議のほうが言われましたように、ムスリムの関係ですね。流れとしては、特別な技術を持っている方がいるかどうかという話になるのですけれども、実際に過去から、私ども南魚沼市地域産業支援連絡協議会、I C L O V E といいますけれども、そちらの中で大和地域のほうで飲食店さん、それから宿泊関係の方で、ムスリムの関係については勉強してきていただいております。

あと、現在市内の中で有志の方ですけれども、実際にムスリムインバウンドを推進しようという協議会さん、こちらのほうが立ち上がっております。これらの方々が、やはりこの地域のほうで自分たちの手によって、そういう運動を広げて進めるということを言われておりますので、私ども行政としましても、このムスリムのほうの講師等を、精神的なところもそうですけれども、できる方々から講師なりというのを呼びさせていただきます、支援させていただいた中でこちらのほうは進めていくべきだろうというふうに考えています。

あと、実際にムスリムといいます、イスラム教徒につきましては、将来的にはキリスト教を抜いて世界で一番宗教人口が増えると言われておりますので、当然良し悪しにかかわらず私どもの市のほうにもかなり国際大学がある関係もありますし、来られる頻度はこれからどんどん増えてくるだろうということですので、そちらに向かって市民の有志の方々も含めて、進めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成 30 年度施政針演説について

この問題で 12 月に市長に質問したときには、オンリーワン、南魚沼市にとってのオンリーワンは雪であるというふうにお答えをいただいたわけです。恐らくムスリム、イスラム系の方にも雪を中心とした、多分、そういうところでの売り込みというのをかけていくのだろうという

ふうに思っておりますけれども、先ほども私は1回目に申しましたように、2022年北京オリンピックでありますね。本当に大陸、中国大陸といいますか、よりも香港、上海、台湾——台湾は中国というところとちょっと怒られますけれども——そういうところの富裕層の方は非常に雪に対して非常に興味を持っていらっしゃるというところがあるので、あわせて海外からの誘客、当然ムスリム、イスラムも力を入れなければだめですけれども、そういうところ、近場のところをとにかく中国の方、これに対してもそういう売り込みをするというような動きも、平成30年には当然するというふうに考えていいわけですね。

○議 長 市長。

○市 長 平成30年度施政針演説について

イスラム、ムスリムの件。私の中では中東のほうをイメージしているのではちょっとないですね。アジア圏、我々に近いところたくさんいますので、そういうことをイメージしていますが、また、担当の課長のほうから答えてもらいたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 平成30年度施政針演説について

今のご質問についてのお答えですけれども、ムスリムインバウンドは、進めるものについては1つの手ということで考えております。

あと、富裕層の中国等の誘客ということになるのですけれども、実際総論のところちょっと触れさせていただきましたが、昨年11月にマレーシア、あと2月に春節に合わせて中国からの送客というのを触れさせていただきました。実際この実績といたしまして、11月の12日から14日まで2泊3日になりますけれども、マレーシアの方が18名ということでおいでいただいておりますし、2月15日から17日に2泊3日で、これは中国を中心としましてイギリスそれからカナダとありますけれども、こちらが23名の実業家の方、あとは2月19日から21ということで2泊3日の中で、これは香港中心ですけれども、16名の方が実際に当市のほうに見えられています。

基本的には皆様はかなり富裕層の方になりますので、当然そちらのほうはもともと市の観光協会が進めています、香港、あと台湾、そちらの誘客も合わせた中で、今後当然進めていかなければいけないですし、実際にこちらの方々を私どもの市に受け入れるときには、市の観光協会、それから私どもの地域の旅行業者さんが一緒になって現地での宿ですとか、行くところの手配というのを、ランドオペレーター機能を果たしていますので、これを今後充実させていければと思っています。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成30年度施政針演説について

このムスリム、イスラム系の方もそうですけれども、やはり現地といいますか、こちらを1回見ていただいて、そこで雪の面白さを体験して歩くというふうなところが、私はこれが基本になるかというふうに思っています。ですので、そういうところにたけたランドオペレーターの方をということですが、これはこれから平成30年、31年とどうなるかわかりませんけ

れども、そこら辺は非常に期待をします。

岐阜の高山というと大雪、白川郷も大雪ですけれども、実はその近くの岐阜古川というところが美ら地球というところ。私は行ったことはないけれども、あそこも非常にうちと似ていて、住んでいる方は厄介な雪だと。ところが、そこに夏場ですよ、夏場のサイクリングロード、そういうことで呼んだらば、何げないその風景がその方々に非常に好評であったというところで、平成29年度が年間3,500人ですかね、ほどいらしてくださったというところでありました。

これも多分、富裕層とっては申しわけないですけれども、長期滞在をするという方だそうであります。そうすると、やはり市長が目指している雪国のブランド化ということは、雪と夏場のグリーンシーズンとのコントラスト、これをいかにうまくかみ合わせながら売り込んでいくかということの、私はランドオペレーターの腕にかかってくるのだろうなと思っています。大和の方がだめだと言っているわけではないのです。ですけれども、そういうような広い視点を持ったような方と一緒にやるということで、スキーシーズンどうのこうのというわけではないのですけれども、フルシーズンでここを売り込んでいくという、そういうインバウンドに持っていかたいなというふうに思っていますので、この部分についてはまた、機会あるごとに質問をしたいと思います。

3番目のふるさと納税に移りますけれども、この部分で一般財源に入れたというところですが、私はふるさと納税というのは南魚沼市を応援したいという、そういう目的を持った目的寄附であるというふうに私自身は認識をしています。応援をしたいと。残念ながらその寄附の件数2万5,000に対して、応援隊が2,000件ちょっとであって非常に残念だったというのもあったわけですが。

私は8億3,000万円になろうかとしている部分については、南魚沼市のホームページを見た場合に、ふるさと納税の欄をクリックすると、今現在8億3,000万円来ていますと。このうちの経費はこれこれでもって、市が実際に使えるお金は実はふるさと納税基金というのを見ていただくとその使い道が全部わかりますと。そしてそこをクリックすると、例えば今回出ましたイオンのほのぼののあそこの整備、5,800万円ですか、そういうようなところが出てくるわけです。そうすると、寄附していただいた方は、私たちの寄附は南魚沼市のこういう施設、あるいはこういう事業に使われているのだというところで、そこがまた宣伝になってです。ふるさと応援隊、南魚沼市を応援しようではないかというふうに私は持っていけるなというふうに思っているのです。ですので、そういう形をつくっていただきたい。

返礼品があるから募金がたくさん集まりました。いろいろ引いて2億円、3億円を使いましたというだけで終わってしまえば、後に私はつながらないと。ここにふるさと納税ということで応援した方が、3月を閉めれば件数でいくと2万七、八千くらいになると思います。その方たち全員がですよ、全員が、あ、私の寄附金がこういうふうに使われた。ああ、なるほどねと。ところで南魚沼市ってどういうところかなというところでまた見ていただけるというふうにするためにも、ぜひともですよ、これは一般財源の財政調整基金に入れるのではなくて、やはりふるさと納税基金として別個に積んで、外に対してのPRなのです、PR。そういう形

で私はやっていただきたいと思うのですけれども、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 平成30年度施政針演説について

まさに寺口議員が言われているとおり。ただ、それをどこに積むとかそういうことは、私は納税者側は、議員が考えられるほどそのところは考えていないと。だからどうということではないのですけれども、そういうことではないと思います。なので、使い道はこういうことに使っていますというのは、きちんと今までも示していますが、またお示しもさせていただきたいというふうに思います。

それから、新たなテーマのコースづくりというのも、先ほど4番議員にお答えした中身でまた変わってくるかもしれません。そういったこと一つ一つが、アピールになっていくと思います。まさに議員が考えられているとおり、我々もちょっとやり方が違うか、ちょっと枠組みというか、どこに置くかという議論はあるのかもしれませんが、趣旨は同じです。

そして、もう1個はふるさと応援隊、このこと。初日のときも、多分、答弁がこちらからあったと思いますけれども、やる時期が遅かったというのもあるのです。だから、あの数をもって少なくて残念だというのは、ちょっと認識を変えていただきたいと私は本当に思います。非常に多くの皆さんが加盟をしてくださっていると思いますし、もっと大事なことはふるさと応援隊に何人加盟したということも大事ですけれども、拡大していくことが必要だと思います。プラスそれをどういうふうに我々が市に生かすかということです。発信先としては当たり前です。それ以上のもっといろいろな手段を、今、いろいろなことを考えさせていただいておりますので、大変この応援隊がこれから大きな意味を持つてくるのではないかと考えています。

○議長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成30年度施政針演説について

市のホームページを見ても、もう少し簡単に出てくるものがあればいいかなと思っているのです。実は毎日見ているのです。スマートフォン専用のところをぽっと押すとスマートフォンが出ますよね。あれを見ると、残念ながらふるさと納税という部分を探すのに、結構手間取ってしまうのです。スマートフォンのあれを見るとね。なので、要するにPR力ということになるとすると、一番先にそれを全部入れて、今現在幾らというのは当然ですけれども、こういう形に使っていますということを見られると、これが大事なのです。すぐに見られるところ。やはりここはあくまでも浄財といいますかね、ご寄附でありますので、これを当て込んで何か継続の事業を打つというのは、非常に難しいというふうに思います。思いますけれども、これをきっかけにして調べるといときに、やはり調べる方は市のホームページではないかというふうに思います。市のホームページ、そこにいろいろあちらこちらやりながら見ていって、何かいろいろなことをやっているねというところが見えるという形にするためにも、私は―― (議長職権削除) 平成30年度これはやるかなという期待もしますけれども、市長からの厳命がなければだめですけれども、ぜひとも、そういう方向になるように、本当に宣伝なので、宣伝。そのためにこれを活用してもらいた

いなと思っております。

3番目を終わらせて、今度は保育所の部分ですね。初めて公私連携型ということでこれは何だろうかと思ったものです。要は市が所有をしている土地建物、資産をどうするのかというのがポイントだったのです。本当に貸し付けにするのか、無償譲渡かということ、市長は無償譲渡だということでありました。そうすると、あちらさんの物に無償でいったとしても、今度はきちんと固定資産税もいただけるという話で考えていいのか。あるいは指定管理の期間の間だけはその固定資産税云々については減免をしてやるというところも出てくるわけです。内容的には公設民営と変わらないという市長答弁であったわけですから、無償譲渡した後のその資産を、相手さんの資産と見てうちが課税をしていくということについてはどういうふうになるのか。ちょっとそこをまた教えてもらいたい。

○議 長 市長。

○市 長 平成30年度施政針演説について

私の答弁にちょっと不足があったら担当部課のほうから答えてもらいますが、非課税になる。固定資産税ですね。あったら答えますが——じゃあ、答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 平成30年度施政針演説について

今ほどの件でございますが、市長の答弁の中で「無償譲渡」というふうに言葉でお伝えしてありますけれども、今後この部分についても協定等で最終的には決まっていく部分になります。今、私どもが考えているのは無償譲渡にして、民の施設として、そうすることによって完全な私立保育園という形になっていきますので、その中で施設の整備の面では国の補助金がいただける形になりますし、通常の運営の場合においても施設型給付費の形になります。そうすると今度、今までのように財源的な措置がないところでしたが、今後は保育料を除いた部分については、除いた部分の2分の1は国、4分の1は県のほうから負担金としていただけるという形になりますので、安定した財源を確保した中で保育園の運営ができるという形になります。そういうところが市としてはメリットを感じているところになります。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成30年度施政針演説について

そうすると、公設民営で、この3園でありますけれども、市内でいくと一番でかい3つであります。これが完全な民間になるといったときに、今後、塩沢地域も含めて、これは一番最初の質問とだぶるわけでありまして、この施設をどうやっていこうかといったときに、公設民営についてはこういう形でやりましたと。それはもういいです。問題はこの公設民営の方たちが、これを完全に新しくするといったときに、民間だとすれば、多分、補助金をもらって建てかえはできるのです。ところが、そのころになると恐らく子供の数が相当減っているわけです。それを見越して、例えばこの部分についても、あと15年、20年後についてはひょっとしたらこの施設の全面改修といったときになると、子供の数も減っているのです。この部分についてはもう完全に廃止をしますということも当然考えてやらなければならないと私は思うの

です。

そうすると六日町地区は完全な民間を含めて非常に多いですよ、六日町地区は。そうすると考えられるのは、保育園児童の取り合いですよ。そうなったときにどうなるのかということも考えなければならぬわけです。これがある程度、児童数、生徒数が減ったとしても、公設民営ならまだ何とか私は維持できるのかなというような感じがするのですけれども、そういう心配はもうなしにして例えば協定を結ぶということであるとすると、ちょっとその先行きを考えた場合について、先走りすぎたのではないかという感じがしないでもないのだけれども、そういう心配というのは市長はなさったわけですか。

○議 長 市長。

○市 長 平成 30 年度施政針演説について

この件についてはまた担当の部課長のほうに答えてもらいますが、それ以上にこの建てかえ時におけるメリットとか、そういうことを考えての判断であります。必要であれば。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 平成 30 年度施政針演説について

今ほどの件ですけれども、私どももその点については心配しているところがあります。協定の中で土地については譲渡するというような形ではなくて、貸し付けといった形、無償になるのか安くなるのかちょっとあれですけれども、貸し付け方式がいいのではないかというふうに考えています。建物については譲渡したとして、では建てかえが 15 年、20 年後にきたときに、そのときの子供の、お子さんの入園者の状況ですとか。あと、今回対象となる園というのは、同じ地域内、地区内で保育園を民営で運営している法人の方々 2 法人ですので、その中で全体的な児童数。それで、では今後どうしたらいいのか。1 つにまとめたほうがいいのか、あるいは 2 つに分けて今までどおりに運営したほうがいいのかということが、また、公私連携ですので、その中で協議ができる内容になるかと思えます。今回は建物の部分は譲渡した——まだ決まったわけではありませんが、譲渡したとしても、その点の不安は解消できるものというふうに考えております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成 30 年度施政針演説について

塩沢地区にも公設民営ということで、中・塩沢統合保育園、これは当初考えていたわけでありすけれども、これは完全な公設公営でやるというふうに決めて、この 4 月 1 日から開園をするわけでありすね。そうすると、塩沢地区についても公設民営という形で保育園をつくって公私連携型へ持っていくというような考えは消えたのだというふうに私は思っているのですけれども、この塩沢地区について、公設民営ということでやってそして公私連携にもっていくと。今回の協定がうまくいけばですよ、うまく。そういうことまで考えているのかどうかということをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 平成 30 年度施政針演説について

担当の部課長に答えさせます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 平成 30 年度施政針演説について

塩沢の牧之保育園については公設ですけれども、公私連携というのは公設民営からのみ移行できるということではなくて、公立からも移行することが当然できますので、これから先々そういうことも含めて、また1つの検討の材料になってくるものと考えております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成 30 年度施政針演説について

こちら辺、保育所も含めてですけれども、公共施設を今後どうするかという中で、インバウンドは、じゃあ何で公共施設のというと、要は稼ぎ出す施設として、産業としてね、観光。これは市長は公約で、肝入りでやっているわけですから、稼がなければならないというところであるわけです。全てに関連するのですけれども、こういう全体像がわからない中で個別にころころやっていっているわけです。学校などもそうです。あいたら次どうするかと。先にこれこれこういうように使うのだと、全体を考えておいて統合していくというのがないのですよ、うちの市は。なので、あいたから次どうしようかなと。坂戸のふれ愛支援センターのほのぼのがあいちゃったからどうしようかというような考え方をするわけでしょう。そんなことをしていたら、この第二の財政計画にのっとったような財政健全化はできませんよ、本当に。

ですので、日本一優秀な人材が集まっている南魚沼市と前市長は言っていました。現市長もそういうふうにお思いだと思いますので、この辺はしっかりやっていただかないと、本当に 20 年後、30 年後、金がなくて何もできないと、どうするのだと。最初的时候は何をしていたのだということが言われぬように、しっかりとまずは企画政策課ですね、頭脳集団に期待しています。そんなところで質問を終わります。

○議 長 以上で寺口友彦君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 8 番、議席番号 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 本日最後の一般質問者となりました。通告に従って一般質問を行います。

市の財政運営全般について

私の質問ですが、今回は大項目 1 点のみであります。林市政になって初めて 100% 林色を打ち出せる最初の予算編成であります。その林市政の財政運営全般について質問をさせていただきます。

所信表明の中でも触れているように、合併による特例措置が終了し、一本算定に移行する途中の交付税が減る中での予算編成であり、苦労の中身もうかがえる内容だと感じています。水道料金の、水道基本料金を一律月額 215 円引き下げ、また子ども医療費助成の対象を 5 歳から小学校入学前まで引き上げるなど、私たちが要求してきた点からはほど遠いのですが、一定の前進であり、この点については評価をいたしたいと思います。しかし、本当に精査をした上で事業を行っているのか疑問な点もありますので、何点か触れさせていただきます。

1 つは合併後、取り組んできた大型事業であります。象徴的なのが大原運動公園の野球場建

設です。市民の世論が二分する中で建設されましたが、その後、ふさわしく活用されているでしょうか。私はふさわしく活用されているとは思いませんが、このような大規模投資に対するその後の検証がきちんとされているか、甚だ疑問であります。

そうした中で、最近ではトレーニングセンターの改修に始まり、スケートボードパークの新設、そしてモンスターパイプなどへの投資が行われてきました。この中でこの冬から本格運用が始まったモンスターパイプであります。この冬は順調な降雪だったにもかかわらず、オープンが2月3日でした。その後、モンスターパイプ、フルサイズですね、モンスターパイプとしては12日間営業したのみで、10日間かけてサイズダウンして営業を再開したと聞いています。これからは温かくなり、パイプの整形も大変になるわけで、当初予定をしていた50日間の営業は可能なのかと心配するところです。

指定管理料に加え、特殊な圧雪車の維持管理費用も必要なわけで、大変な市の負担になっています。順調な降雪にもかかわらず当初予定したとおりの営業が危うい施設に、さらに4,000万円以上かけてナイター設備を設置する予算が組まれています。本当に急いでやる必要があるのでしょうか。現在、ハーフパイプの営業は1日4時間と聞いています。これはオープンした時点からだそうですが、それだけパイプの整備に時間がかかることだと思います。ナイター設備を設置して、ナイター営業をすれば日中の利用はできなくなるのではないかと思いますけれども、それでもナイター設備が必要なのでしょうか。本当に疑問を感じます。

市長は所信表明の中でスキー産業の活性化と未来のオリンピック選手育成を目指し、子供たちが誇りを持てる魅力のある地域とするためと述べていますが、これは前に触れた野球場建設の際に井口市長が述べていた、子供たちに夢を与えるために必要な施設との考えと共通しているのではないのでしょうか。もちろん、子供たちが夢や誇りを持つことを否定するものではありませんし、この間閉幕した平昌オリンピックでは、私自身も大変感動する場面がたくさんありました。そして、当地出身の選手の活躍に、オリンピックを目指そうと志した子供たちも多かったのではないのでしょうか。当然オリンピックを目指そうという子供たちに練習環境を整えることは重要なことですが、あえて南魚沼市がそこまでやる必要があるのかといたしますか、やれる状況なのかということです。

これも市長が所信で認めているとおり、実質公債比率等の財政指標が県内でも、全国でも高い自治体です。また、財政力指数も最近では0.42程度と半分以上を依存財源に頼っているわけです。先ほど私もオリンピックに感動したと話しましたが、マスコミ報道で知るかぎりでは、活躍した多くの選手は、特にスピードスケートなどではナショナルトレーニングセンターでほぼ1年中合宿を行っているようです。まさに国家的プロジェクトによって得た成績とも言えるのではないのでしょうか。

そうした点から、国内有数のというような施設を、当市のような財政規模の自治体で維持管理するには無理があるのではないのでしょうか。今後も運用を続けるには、国や県の財政支援を受けるべきと考えますが、市長の考えを伺います。

2点目ですが、地方創生にかかわる事業についてであります。移住定住事業やC C R C 関連

事業についても順調に進んでいるとは言えないのではないのでしょうか。毎年 5,000 万円を超える事業に取り組んできましたが、当初の計画とはかけ離れた進み具合ではないのでしょうか。この点では同僚の岡村議員も何回か触れていると思いますので、その点はこれ以上話しませんが、事業そのものの見直しが必要ではないかと思っています。

その点で今回の予算で出されている地方創生に関連して取り組まれるプロモーション企画の 1,500 万円についてであります。これは昨年 12 月議会の補正予算で、雪をためておくために 700 万円が計上されました。個人的には非常に唐突だと思いましたが、今回の企画と合わせると 2,200 万円になります。かなり高額な出費であり、本当に必要なのかと感じます。また、この事業は 2020 年東京オリンピックまで継続するとしていますが、30 年度の予算には雪をためておくための費用が計上されていないと思いますが、実施が決まっているのなら予算化するべきではないのでしょうか。それとも、今後の様子を見て考えようということではないと思いますが、その辺の真意を伺います。いずれにしても、3 年間では 6,000 万円を超えることは間違いのないわけで、これだけの投資に見合った効果が期待できるのか疑問な事業ではないのでしょうか。

私がなぜこうした点にこだわるかといいますと、当市が財政に余裕がないことは誰もが認めるところですが、そうした中でも子育て支援やお年寄りの医療介護に真剣に取り組むべきではないかと考えているからです。子どもの医療費助成は一部拡充になりましたが、近隣市町では高校卒業までが当たり前になっています。これには当市では年間 1,400 万円ほどで実現できるはずですが、さらに子育て支援では、保育料の無料化や給食費の負担軽減など実現してほしい課題はたくさんあります。さらにお年寄りの医療や介護の問題も深刻です。

これは私の知り合いの話ですが、年寄りが家で転倒して骨折したのですが、基幹病院も市民病院も受け入れてもらえず、結局県立十日町病院に入院になったそうです。年寄りですから 1 日 1 回は顔を出すため、通うのが大変だったという話をしていました。こういう実態があるわけです。また、介護の問題でも特養の在宅待機者が、これは資料で出ていますが、160 人となっていますが、このほか医療施設に入っているが、特養を希望している人もいます。

また、介護サービスに関しても、今回出されました補正予算で給付額が減額補正されていますが、私は介護のニーズが減ったのではなく、希望しても実際にはサービスが受けられないための減ではないかと思っています。いわゆる人材不足によるものではないのでしょうか。このように改善していかなければならない問題はたくさんあるわけで、今、この市で暮らしている私たちにとって住みよい、住んでいてよかったといえる市にしていくための財政運営が必要ではないかと考えますが、市長の見解を伺います。少し長くなりましたが、私の壇上からの質問といたします。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 中沢議員のご質問に答えていきますが、通告とちょっと広がりがあり、うまく答えられるかどうかわかりません。わかりませんが一生懸命答えます。

市の財政運営全般について

まずは、どうも聞いているとハーフパイプ1点の質問であります。準備がちゃんとできてなくて、まとまりがなく本当に申しわけないのですけれども、できればもうちょっとちゃんと聞いてもらいたいと思いますが、ハーフパイプの件。今回はその照明、まず、照明の話からいきます。ナイター照明。このナイター照明を、まずなぜつくらなければいけないかという話をします。よく私ここでもいろいろなことをこれまでも言っていて、理解してもらいたいと思うのです。子供たちの、そもそも県がですね1億円を出して、そして南魚沼市がもうちょっと出して——1億円も出していませんよ。当然負担もして、新潟県における、トップアスリートの活動拠点という形でこれを整備したものです。

そのトップアスリートといっても実は次世代の子供たちが主なのです。子供たちが来たときに、昼間——私はあそこのこの経験というか、ハーフパイプをつくり始めたころから携わっている人間です。そのときに、昔どういうことが起きていたかということ、子供たちが来て、昼間のさなかから学校に行かずに、親がみんな練習させているのですよ。子供たちも楽しいからやるのです。そういうことであってはならないのです。だから部活動。これは冬ですよ、そして4時からもう暗くなります。ナイター照明が絶対いるのです。これは当初の県の考えたところには、当然そのころから必要です、という話はしていましたが、なかなかお金もなく、全部を整備しきれずにこれは後回しになっていたことを、我々がどうしてもそれに組みたい。できればやらせてほしい。しかし、財源がやっぱりなかなかないのです。

なので現在、toto、これに申請をしています。totoのこれが採用されない場合は、これはできません、はっきり言って。だから、市が全部、よく野球場のときに身の丈に合わない施設とさんざん言われましたよね、言われました。そういうことは私もわかっています。なので、これはまずそういうことに手当があった後にやはり考えなければいけませんが、当然それを目指すということを予算の中で盛り込ませてもらっているということです。

それから、この管理運営、当然営業もやります。2月3日に開いたのがすごく遅いという話をしていますが、大変申しわけないのですけれども、わかっていらっしゃいません。当たり前のことです、このくらいの時期に開くのが。ハーフパイプというのはシーズンの最初から開くわけがないのです。少なくとも1月の終わり、もしくは2月の頭です。これはこれからも変わりません。そして50日と言っていますが、なかなか50日稼働できないことは、最初からわかっていることです。

この整備、例えば機械も傷むかもしれません。ありますので、私はここで多分議会でも話したことがあると思うのですけれども、今、全日本スキー連盟さん、そしてこれは文部科学省、そしてスポーツ省に話をさせていただいている中で、国の種目別活動拠点というのがありまして、例えば想定していただきたいのは、考えていただきたいのは、札幌にある大倉山ジャンプシュエです。あの大倉山ジャンプシュエは国の指定を受けているので、今現在で年間4,000万円、これが4年の任期です。任期というかですね、4年でまたさらに更新されているのです。ずっとそれが続いているのですね。ここがやはり全日本でもみなやるではないですか。そういう拠点をここに持ってきたいということを今やっています。あらゆる手を自分なりに努力してやらせ

てもらっている。絶対にここに指定されると私は信じてやっています。

これに指定された場合は、これから北京オリンピックやそして、札幌もまた冬季オリンピックに手を挙げていきますけれども、これらの流れの中で国はこれを強化している。4,000万円が一番多分、底の数字だと思います。こういうことが盛り込まれていくという暁の中で、我々当市の財政負担もなく、そして先ほどくしくも、議員はナショナルトレーニングセンターの話をしました。ナショナルトレーニングセンターを推進した人を私は知っているのです。あれは猪谷千春さんです。なかったところに私に語ってくれたのです。私が20代のころです。こういうのがなければ日本のスポーツはだめになります。まさにそれを、今、味の素ナショナルトレーニングセンターができあがって、赤羽に——失礼、間違ったかな……。そこが今、日本の、メダルラッシュを呼んでいるのです。でも、冬季はないのです。冬季がないのです。なので、この冬季における活動拠点というのはすなわち現地における、都会ではできませんから。雪があるところでなければ。だからここに、ある種目のカテゴリー、その部分を持ってこよう。これは南魚沼市が、今の流れの中で目指すのは当たり前のことではないですか。

これをもって南魚沼市がこれに取り組まないというようなものであれば、では何をもってこの南魚沼市が元気をつくり、そして将来へのエンジンをつくることができるのでしょうか。私はそういうことを考えられなければ、市長をやっても張り合いがないと思っていますので、これは大変いろいろ言われていますが、力を入れてこれは推進してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2つ目の地方創生のやつで、これもお聞きしていると、1点、雪国発信のことに使いたいと言っているそのことに、どうもそこに言っていることばかりだと聞こえていました。唐突に聞こえたかもしれません。それは大変申しわけない。雪国魚沼ナンバーのこともそうだったかもしれません。しかし、我々が一体何者であるか。この地域に住む以上、雪国をきちんと発信しないわけにはいきません。これがほかとの違い、アイデンティティーですから、と私は信じてやっています。

そしてこれを、この新年度に、終わったこの次の冬の雪を残しておかなければいけない予算がついていない。それは、言いわけがましいのですが、だからこそこの夏やってみるわけです。チャレンジも含めてなのです。その後、補正があるかもしれません。やろうということですね。しかし、これはやはり難しいということになるかもしれません。これはわからないけれども、道なき道を歩むということをよく言いますが、やらせてもらっています。

決して、雪を持って行って遊びに行くわけではありません。まずはこの雪国のブランド力の発信。そして、雪国のこの雪を使った、これまでそれこそ苦しめられてきた、暗い、ださい、いろいろなことを言われていますが、そういうことから変えていく新しいエネルギー化の時代。前から言われていますけれども、なかなかでは本当にそういうことをやって見せた人が、ここではできていますよ。しかし、世界的に発信できるか。日本に向けて発信ができるか。

私はこういうことを絶好の機会としてオリンピックというものがあるのではないかという思いがしてまして、これに取り組もうということで、我々がここに雪室のサミット、雪の市民

会議を誘致したのもそのための1つです。これと同時に開催する。気持ちはセットです。そういう気持ちでやろうと思っています。

その後、オリンピックの後、できればここにさまざまなサーバーも含めた、さまざまな雪を利用した備蓄の倉庫とか、そういったことをこの地域に呼び込まないかぎり、ではインフラの道を直せとか、お年寄りの困った話だけ、そして井戸が大変な現場の話だけ、こんなことだけで地域が回っていくと私は思いませんので、さまざまなことの視点からこの地域にさまざまなことを呼び込む。そういうものを合わせ持った、雪への、雪の、遊びに行くわけではありませんので。そういう意思を持って今、動かさせていただいておりますので、あれもだめだ、これもだめだでは前に進めませんので、ぜひ、ご理解ください。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 市の財政運営全般について

私はモンスターパイプのことだけではなくて、特徴的な例というつもりで上げさせてもらったので、そこは誤解しないでほしいと思うのですが。このモンスターパイプのことをいろいろ聞いたりして、私も驚いたのですけれども、昼間から小学生が日中に行っているという話をさっきされた、本当にそのとおりだそうです。私は実際見ていませんが、その話を聞く中で。ということは、平日、学校に行かないで行っているということですよ。そういう点では確かに今、市長が言われたように、学校が終わってからちゃんとそこを活用できるということは必要なのでしょうか。先ほど国の、要するにトレーニングセンターやそういうところを目指していくという話ももちろんありましたし、そうやっていってもらいたいと私も思いますが、今、現時点では管理委託料が1,000万円近く、そのほかに先ほどの圧雪車の問題、実際にはそういうのが今現在では市の持ち出しにやはりなっているわけです。

ですから、そういう点ではやはり今の財政状況の南魚沼市の中で、もちろん先ほども言いましたように、オリンピックを目指す子供たちを応援するということは全然否定するものではありませんが、財政状況の中でやはり本当にそれが許されるのかということだと思っております。あれもだめ、これもだめというのではなくて、今の状況を考えてどうなのかと。今、もちろん国のほうから金が出る、そういう施設にぜひなってもらいたいと私も思いますが、その辺の見通し、今現在市から持ち出していることに対する市長の考えと先の見通しは、その辺どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市の財政運営全般について

ちょっと興奮をしてしまいました、済みませんでしたが冷静にですね。見通しと言われても、具体的にここでこう幾らとか、それはちょっとできませんが、かなりしかるべき皆さんとお会いして話をさせていただいております、それ以上はまだちょっとまだ言えませんが、見込みがかなりあると思います。そしてそこには国から、その費用以外の部分で例えば栄養士さんのおいでになって、そのクラブチーム等の管理も行われるとか。決してこのハーフパイプ系の種目だけではないです。ほかのスポーツも全部引き上がってくると思います。本当はアル

ペンとか、クロカンもあるわけです。決してここだけを見てやっているわけではありませんが、と思います。

もう一つ言い忘れておりますが、県もこれに同調しております。新潟県。県知事は非常に理解していただいています。実はこの維持管理費の問題は、このパイプをつくる、私が市長になる前ですけれども、そのときから維持管理費のことだけは懸案事項で棚上げになっているのです……（何事か叫ぶ者あり）なので、これらも含めて前に向かっていくというふうに思っています。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 市の財政運営全般について

予算を今ちゃんと組めておりますので、それを皆さんに審議をいただくわけですから。そのときに認めていただけるかどうかというふうに思っています。我々としてはそれでやっていける形で予算を組んでいるということです。

○議 長 中沢議員、質問の途中ですけれども、予算に関することはここではまた一般会計予算がありますので、そちらでお願いしたいと思います。一問一答でありますので、それをお願いします。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 市の財政運営全般について

ぜひ、そういう、国や県から本当に支援をしてもらえるような施設として認めていってもらえるように、また努力もお願いしたいですし、そうならないとやはり市独自で運営していくというのは私は本当に大変なことだろうと思っています。そういう点ではそのような努力を今後もお願ひしたいと思っています。

2点目に移りますが、雪をためて、そのことだけにこだわっているわけではなくて、やはり地方創生の名のもとに進められてきている移住定住、CCRC、そういうことにかけているお金が、本当にかけたのにふさわしい効果が得られているのか。そういうことをやはり心配しているわけです。先ほど、もちろん大したことではないみたいな、ちょっと市長のを受けとめましたけれども、年寄りのことだとか、介護のことだとかというのは大したことではないのだみたいな……（「そんなことは言っていない」と叫ぶ者あり）いやいや、そういうようなニュアンスに受けとめられて、そうだったら失礼しますが、やはり市民にとっては切実な問題なわけですね。

午前中もいろいろ話がありましたけれども、介護が必要になったけれども、いろいろ施設がないと。やはり仕事をやめて面倒を見ざるを得ないという、やはりそういう現実が目の前にあるわけですね。ですから、そういうことにやはり本当に何ていうか、予算も割いていく必要があるのではないかと。そうすると、やはり限られた器、そんなに豊かでないこの南魚沼市の中ではやはり使い道というのは本当に精査して、本当に必要なところに使っていく必要があるのではないかとということで、私はそのプロモーション企画だけを云々かんぬん言っているのでは

なくて、そういう全体のことでも話をさせてもらったというふうに思っていますので、その点もう一度市長のほうから答弁をお願いできますかね。

○議 長 市長。

○市 長 市の財政運営全般について

お年寄りの問題とか医療の問題とか、そういうことを重視しています。そういう予算もちゃんと盛っています。運営もちゃんとやっていかなければならない。道筋もつけて、将来どんなふうになるかということも想定しながら、皆さんと一緒に諮りながら、当然これはやっていきます。ただ、この地方創生のこういう部分は、がゆえに、ではやはりそういう移住定住の問題、そしてこの地域における雇用の創出とか、さまざまな問題がやはり1つではないのです。例えば医療とか介護も全部、はっきり言ってつながりがあるわけです。

そういったことで国がやはりこの推進をし、非常にここを認めてくれて、そういうさまざまな国のほうからもお金も入り進めている事業で、我々がそのほかのところを削って、この事業を全部展開をしていると思ったらそれは間違いですので、そろそろその論調だけは、ちょっと改めてもらいたい。ほかのことをやっていなくてこれに全部使っているわけではありませんから。こういうこともでも大事なのです。では何をやったら若者とかが増えていくのですか、ということになるわけです。そういう意味でやっておりますので、ご理解ください。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 市の財政運営全般について

結局、国からも地方創生のお金が入っています。この間、いろいろな答弁の中で、やはり半分は市がそれにまた持ち出しをして事業をやっているわけですね。そういうふうに理解していますけれども、それは多分間違いでは私ないと思うのです。ですから、そういう点では別に国のお金が100%で事業をやっているわけではないので、その辺は本当に必要な、やはり本当に市民にとって、あるいはこの将来にとって必要なのかというのは、やはりきちんと精査をして対応していくということが必要だろうというふうに思っています。これ以上それを何だかんだ言ってもしょうがないので、もうこの件については私、質問を終わりにしますが、ぜひ、そういう大変な状況におかれている市民もたくさんいるということも理解して、やはり市政を進めていっていただきたいということを最後に話をさせていただいて私の質問を終わります。

○議 長 以上で中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は、あす、3月7日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時28分〕